

改訂版



埼玉県マスコット  
「コバトン&さいたまっち」

令和5年度埼玉県公立高等学校

入学者選抜実施要項

入学者選抜要領

彩の国  埼玉県  
埼玉県教育委員会

# 令和5年度埼玉県公立高等学校入学者選抜日程表

2 月			3 月		
1	水		1	水	
2	木		2	木	
3	金		3	金	入学許可候補者発表 (9:00)
4	土		4	土	
5	日		5	日	
6	月		6	月	(追検査)
7	火		7	火	
8	水		8	水	(追検査入学許可候補者発表)
9	木	入学願書・調査書等、学習の記録等一覧表 配達指定日 (郵送の場合)	9	木	
10	金	↑ 入学願書・調査書等、学習の記録等一覧表 窓口提出期間 (持参の場合)	10	金	
11	土	(建国記念の日)	11	土	
12	日		12	日	
13	月	↓ 13日 (月) は12:00まで	13	月	
14	火		14	火	
15	水	↑ 志願先変更期間	15	水	
16	木	↓ 16日 (木) は16:00まで	16	木	
17	金		17	金	欠員補充開始
18	土		18	土	
19	日		19	日	
20	月		20	月	
21	火		21	火	(春分の日)
22	水	学力検査	22	水	
23	木	(天皇誕生日)	23	木	
24	金	実技検査・面接 (一部の学校)	24	金	
25	土		25	土	
26	日		26	日	
27	月		27	月	
28	火		28	火	
			29	水	
			30	木	
			31	金	

# I 入学者選抜実施要項

## 目 次

第 1	募集人員及び出願資格等	1
第 2	入学者選抜の基本方針	1
第 3	一般募集	2
第 4	芸術系学科（美術科、音楽科、書道科、映像芸術科及び舞台芸術科）、 体育科、スポーツサイエンス科、体育コース 及び外国語科・外国語コース等の実技検査	10
第 5	面接	15
第 6	不登校の生徒などを対象とした特別な選抜	16
第 7	私立中学校並びに県外及び海外の中学校等から出願する場合に必要な手続等	17
第 8	帰国生徒特別選抜による募集	19
第 9	外国人特別選抜による募集	21
第10	欠員補充	23
第11	定時制の課程における特別募集	24
第12	県立大宮中央高等学校における募集	26
第13	秋季募集	27
第14	障害のある志願者に対する配慮事項及び配慮が必要な場合の手続	28
第15	調査書、学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表作成要領	30
第16	諸様式	
	令和5年度入学志願者調査書（様式1）	35
	成績及び諸活動等の記録通知書（様式2）	35
	学習の記録等学年内評価分布表（様式3）	36
	学習の記録等一覧表（様式4）	37
	入学願書・受検票（様式5）	38
	自己申告書（様式6）	41
	選抜結果通知書（様式7）	42
	志願先変更願（様式8）	43
	志願先変更証明書（様式9）	44
	志願取消届（様式10）	45
	志願理由書（定時制の課程における特別募集）（様式11）	46
	証明書（隣接県の隣接学区からの出願用）（様式12）	47
	海外在住状況説明書（様式13）	48
	帰国生徒特別選抜証明書（様式14）	49
	外国人特別選抜適用申請書（様式15）	50
	追検査受検願（様式16）	51
	追検査受検承認証（様式17）	52
	学力検査等の際配慮を要する措置についての願（様式18）	53
	「学力検査等の際配慮を要する措置についての願」の提出について（副申）（様式19）	54
	怪我や病気等による学力検査等実施上の配慮について（様式20）	55
	送付票（様式21）	56
	受領書（様式22）	57
	追検査受検者個人カード（様式23）	58
別表1	学科・コース別高等学校	59
別表2	実技検査を実施する高等学校	65
別表3	面接を実施する高等学校	65
別表4	第2志望を認める高等学校、学科・コース等	68
別表5	第2志望に準ずる志望を認める高等学校	69
別表6	傾斜配点を実施する高等学校	69
別表7	外国人特別選抜を実施する高等学校	70
別表8	学校選択問題を実施する高等学校と実施教科	70

## 第1 募集人員及び出願資格等

### 1 募集人員

各高等学校の課程別、学科別等の募集人員は、令和4年6月末日までに決定し、発表する。

### 2 出願資格

公立高等学校に入学を志願することのできる者は、次の(1)から(3)までのいずれかの条件を満たし、かつ(4)に該当する者でなければならない。ただし、高等学校又は特別支援学校高等部、若しくは中等教育学校の後期課程に在学している者は出願できない。また、併設型中高一貫教育を実施する中学校から併設型中高一貫教育を実施する高等学校への令和5年度入学予定者及び中等教育学校の前期課程から後期課程への令和5年度進級予定者は出願できない。

- (1) 令和5年3月31日までに中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業見込みの者若しくは中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- (2) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」に含める。）を修了した者
- (3) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者（学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者）
- (4) 志願者は、次のアからオまでのいずれかに該当する者とする。
  - ア 全日制の課程を志願する者は、保護者ととともに県内に居住し、かつ、入学後も引き続き県内に居住できる者
  - イ 定時制の課程を志願する者は、本人が県内に住所又は勤務地を有することが確実な者
  - ウ 通信制の課程を志願する者は、本人が県内に住所又は勤務地（在学地）を有することが確実な者
  - エ 別に定めるところにより、公立高等学校長が出願を承認した者
  - オ 別に定めるところにより、埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課長（県立高等学校の定時制の課程及び通信制にあっては、志願先高等学校、市立高等学校にあっては、当該各市教育委員会）が出願資格を認定した者

### 3 通学区域

県立高等学校においては、通学区域は設けない。

（「埼玉県立高等学校通学区域に関する規則を廃止する規則」による。）

市立高等学校においては、各市教育委員会の定めによる。

- |   |   |   |
|---|---|---|
| { | <ul style="list-style-type: none"><li>○川口市<br/>「川口市立高等学校通学区域に関する規則」による。<br/>第2条 学区は埼玉県の区域とする。</li><li>○さいたま市<br/>「さいたま市立高等学校の通学区域に関する規則」による。<br/>第2条 高等学校の通学区域は、埼玉県の全区域とする。</li><li>○川越市<br/>「川越市立高等学校の通学区域に関する規則を廃止する規則」による。</li></ul> | } |
|---|---|---|

## 第2 入学者選抜の基本方針

入学者選抜要領（以下、「選抜要領」という。）1（101ページ）による。

### 第3 一般募集

#### 1 一般募集における出願資格

第1の2（1ページ）に該当する者。

なお、隣接県の隣接学区からの出願については、第7の2（17ページ）による。

#### 2 川越市立高等学校「地域特別選抜」の人員

川越市立高等学校「地域特別選抜」の人員は、募集人員の10%程度の範囲内とする。

詳細は、川越市立川越高等学校の募集要項に定める。

#### 3 出願手続

##### (1) 出願書類

##### ア 入学願書（様式5）、受検票（様式5-2）

ただし、電子出願手続を実施する県立春日部高等学校（全日制の課程）、及び、川口市立高等学校（全日制の課程）については、様式を別途定める。

##### イ 入学選考手数料

(ア) 県立高等学校への志願者は、入学選考手数料（全日制の課程2,200円、定時制の課程950円）として、「入学願書」の所定の位置に**埼玉県収入証紙**を貼って、消印しないで提出すること。

(イ) 市立高等学校への志願者の入学選考手数料及び納入方法は、次のとおり高等学校を設置する市が定める。

	入学選考手数料	納入方法	所定用紙
さいたま市	2,200円	振込により納付する。 なお、出願書類を志願者が持参する場合、現金で納付することも可。	納付書兼領収書
川口市	全日制の課程 2,200円	出願手続の案内に従って、原則、電子収納により納付する。	納付書兼領収書
	定時制の課程 950円	振込により納付する。	
川越市	2,200円	振込により納付する。	納入通知書兼領収書

さいたま市立及び川越市立の高等学校、並びに川口市立高等学校（定時制の課程）への志願者は、入学選考手数料を所定用紙により指定の金融機関で納入し、受領済印が押印された所定用紙を、「入学願書」の裏面に貼付し提出すること。なお、所定用紙には志願者本人の住所、氏名、電話番号、中学校名を記入する。

川口市立高等学校（全日制の課程）への志願者は、電子出願手続の案内に従って電子収納により納入する。このとき、入学選考手数料とは別に生じる電子収納に係る手数料は、志願者が負担する。

(ウ) いずれの場合でも、一度納入した入学選考手数料及び電子収納に係る手数料は返還しない。

##### ウ 調査書（様式1）

災害等やむを得ない事由で、所定の調査書を提出できないときは、その事由を記して、これに代わる参考となる資料を提出することができる。

##### エ 学習の記録等学年内評価分布表（様式3）及び学習の記録等一覧表（様式4）

全日制の課程及び定時制の課程を併置する高等学校のそれぞれの課程に志願者がある場合は、両課程に1部ずつ提出すること。

**過年度の卒業生が出願する場合及び隣接県の隣接学区以外の県外中学校から出願する場合は、提出する必要はない。**

オ 提出した書類は、特に定めのある場合を除き返却しない。

(2) 出願書類の提出方法

原則、中学校がまとめて郵送による出願とする。ただし、中学校がまとめて持参、志願者が郵送・持参によって提出することもできる。

ア 志願者又は出身中学校長（在学中中学校長を含む。以下同じ）が提出するもの

下記の(ア)-1、(ア)-2、(イ)-1、(イ)-2のいずれの場合も、提出期間の誤りや提出書類に不備が無いよう留意すること。

ただし、電子出願手続を実施する県立春日部高等学校（全日制の課程）については4ページ、川口市立高等学校（全日制の課程）については5ページによる。

(ア) 中学校がまとめて郵送若しくは持参により出願する場合

	(ア)-1 中学校がまとめて郵送する場合	(ア)-2 中学校がまとめて持参する場合
提出書類	入学願書、受検票、調査書をまとめて提出する。送付票（様式21）を同封すること。 なお、受検票の裏面に返信先の「郵便番号」「住所」「氏名」を記入し、223円分の切手を貼ること。（63円＋特定記録郵便代160円）	
提出期間 及び 受付時間	令和5年2月9日（木）を配達指定日とすること。	令和5年2月9日（木） 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時30分まで
提出先	志願先高等学校	
提出方法	「簡易書留」等、配達の記録が残る扱いとし、封筒の表には「入学願書等在中」と朱書きすること。 この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出すること。	出身中学校長が命じた者が窓口持参すること。 この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出すること。 志願先高等学校長は、受領書（様式22）を交付する。
受検票の 交付	志願先高等学校長は、「受検票」を2月13日（月）午後3時までに特定記録郵便にて郵送手続を行う。	

(イ) 志願者が郵送若しくは持参により出願する場合

	(イ)-1 志願者が郵送する場合	(イ)-2 志願者が持参する場合
提出書類	入学願書、受検票、調査書を同封する。 受検票の裏面に返信先の「郵便番号」「住所」「氏名」を記入し、223円分の切手を貼ること。 （63円＋特定記録郵便代160円）	入学願書、受検票、調査書を同時に提出する。
提出期間 及び 受付時間	令和5年2月9日（木）を配達指定日とすること。	令和5年2月10日（金） 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時30分まで 2月13日（月） 午前9時から正午まで
提出先	志願先高等学校	
提出方法	「簡易書留」等、配達の記録が残る扱いとし、封筒の表には「入学願書等在中」と朱書きすること。 この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出すること。	志願者が窓口持参すること。 この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出すること。
受検票の 交付	志願先高等学校長は、「受検票」を2月13日（月）午後3時までに特定記録郵便にて郵送手続を行う。	志願先高等学校長は、「入学願書」等を受理した後、「受検票」を交付する。

県立春日部高等学校（全日制の課程）の出願方法

県立春日部高等学校（全日制の課程）に提出する入学願書は、同高等学校のホームページ上で電子出願手続の案内に従って入力等を行い、プリントアウトした入学願書を用いることとする。

電子出願手続により、入学願書を作成する期間  
 令和5年1月20日（金）正午 から 2月13日（月）正午 まで

※ 上記期間に入力を完了しただけでは、出願手続は完了していない。  
 以下の(ア)又は(イ)による提出を行うこと。

(ア) 中学校がまとめて郵送若しくは持参により出願する場合

	(ア)-1 中学校がまとめて郵送する場合	(ア)-2 中学校がまとめて持参する場合
提出書類	入学願書、調査書をまとめて提出する。送付票（様式21）を同封すること。	
提出期間 及び 受付時間	令和5年2月9日（木）を配達指定日とすること。	令和5年2月9日（木） 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時30分まで
提出先	県立春日部高等学校	
提出方法	「簡易書留」等、配達の記録が残る扱いとし、封筒の表には「入学願書等在中」と朱書きすること。 この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出すること。	出身中学校長が命じた者が窓口を持参すること。 この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出すること。 志願先高等学校長は、受領書（様式22）を交付する。
受検票の 交付	志願者は、「受検票」を2月14日（火）午後3時以降に各自でプリントアウトする。	

(イ) 志願者が郵送若しくは持参により出願する場合

	(イ)-1 志願者が郵送する場合	(イ)-2 志願者が持参する場合
提出書類	入学願書、調査書を同封する。	入学願書、調査書を同時に提出する。
提出期間 及び 受付時間	令和5年2月9日（木）を配達指定日とすること。	令和5年2月10日（金） 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時30分まで 2月13日（月） 午前9時から正午まで
提出先	県立春日部高等学校	
提出方法	「簡易書留」等、配達の記録が残る扱いとし、封筒の表には「入学願書等在中」と朱書きすること。 この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出すること。	志願者が窓口を持参すること。 この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出すること。
受検票の 交付	志願者は、「受検票」を2月14日（火）午後3時以降に各自でプリントアウトする。	



川口市立高等学校（全日制の課程）の出願方法

川口市立高等学校（全日制の課程）に提出する入学願書は、同高等学校のホームページ上で電子出願手続の案内に従って入力等を行い作成する。

電子出願手続により、入学願書を作成する期間  
令和5年1月20日（金）正午 から 2月13日（月）正午 まで

※ 上記期間に入力を完了しただけでは、出願手続は完了していない。  
以下の(ア)又は(イ)による提出を行うこと。

(ア) 中学校がまとめて郵送若しくは持参により出願する場合

	(ア)-1 中学校がまとめて郵送する場合	(ア)-2 中学校がまとめて持参する場合
提出書類	調査書のみを提出する。送付票（様式21）を同封すること。	
提出期間 及び 受付時間	令和5年2月9日（木）を配達指定日とすること。	令和5年2月9日（木） 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時30分まで
提出先	川口市立高等学校	
提出方法	「簡易書留」等、配達の記録が残る扱いとし、封筒の表には「入学願書等在中」と朱書きすること。 この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出すること。	出身中学校長が命じた者が窓口に持参すること。 この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出すること。 志願先高等学校長は、受領書（様式22）を交付する。
受検票の 交付	志願者は、「受検票」を2月14日（火）午後3時以降に各自でプリントアウトする。	

(イ) 志願者が郵送若しくは持参により出願する場合

	(イ)-1 志願者が郵送する場合	(イ)-2 志願者が持参する場合
提出書類	調査書のみを送付する。	調査書のみを提出する。
提出期間 及び 受付時間	令和5年2月9日（木）を配達指定日とすること。	令和5年2月10日（金） 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時30分まで 2月13日（月） 午前9時から正午まで
提出先	川口市立高等学校	
提出方法	「簡易書留」等、配達の記録が残る扱いとし、封筒の表には「入学願書等在中」と朱書きすること。 この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出すること。	志願者が窓口に持参すること。 この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出すること。
受検票の 交付	志願者は、「受検票」を2月14日（火）午後3時以降に各自でプリントアウトする。	

## イ 出身中学校長が提出するもの

	郵送する場合	持参する場合
提出書類	学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表（様式3及び4）	
提出期間 及び 受付時間	令和5年2月9日（木）を配達指定日と すること。	令和5年2月10日（金） 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時30分まで 2月13日（月） 午前9時から正午まで
提出先	志願先高等学校及び高校教育指導課	
提出方法	「簡易書留」等、配達の記録が残る扱いと し、封筒の表には「学習の記録等一覧表等在 中」と朱書きすること。  (高校教育指導課郵送先) 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課長	直接持参する。
その他	なおアの(7)により、中学校がまとめて出願する場合、入学願書等と学習の記録等学年内評 価分布表及び学習の記録等一覧表を、同一の封筒で提出することができる。この場合、封筒 の表には、「入学願書等在中」と「学習の記録等一覧表等在中」を朱書きで併記すること。	

## 4 併願

- (1) 県公立高等学校及び県立特別支援学校の2校以上に「入学願書」を提出することはできない。
- (2) 同一高等学校における全日制の課程と定時制の課程の双方に「入学願書」を提出することはできない。

## 5 第2志望

同一課程に2学科以上ある高等学校、普通科でコース等を設置する高等学校、2部又は3部制の高等学校及び県立いずみ高等学校において同一の資料によって選抜ができる場合は、当該高等学校長は第2志望を認めることができる（〔別表4〕）。

第2志望を希望する場合の「入学願書」（様式5）の記入に当たっては、「第2志望に関する申告欄」の「あり」の欄に○を付し、志望する学科（コース等）名を記入すること。第2志望を希望しない場合は「なし」の欄に○を付すこと。なお、電子出願手続に当たっては、画面の表示される案内に従って選択又は入力をする。

## 6 第2志望に準ずる志望

複数の学科・コース等を有する高等学校において、同一の資料によって選抜ができないことにより学科・コース等間の第2志望を認めることができない場合においても、次の(1)及び(2)に従い、第2志望に準ずる志望を認めることができる（〔別表5〕）。

- (1) 選抜は、選抜対象者数が募集人員より少ない学科・コース等でのみ実施する。
- (2) 選抜は、すべての学科・コース等の選抜を終えたのち、第2志望に準ずる志望を希望した志願者を対象に行う。

第2志望に準ずる志望を希望する場合の「入学願書」（様式5）の記入に当たっては、「第2志望に関する申告欄」の「あり」の欄に○を付し、志望する学科（コース等）名を記入すること。第2志望に準ずる志望を希望しない場合は「なし」の欄に○を付すこと。

## 7 志願先変更

### (1) 期間

志願者は、次の期間内に1回に限り、志願先を変更することができる。

なお、一般募集による入学者選抜に出願した者については、帰国生徒特別選抜又は外国人特別選抜の出願資格を有する者であっても、帰国生徒特別選抜又は外国人特別選抜へ志願先変更をすることはできない。

令和5年2月15日（水）から2月16日（木）まで  
 受付時間は、2月15日（水）は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで  
 2月16日（木）は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

(2) 他の学校へ志願先変更するときの手続

志願先変更を希望する者は、出身中学校長を経て、「志願先変更願」（様式8）及び受検票を、先に出願した高等学校長に持参により提出し、「志願先変更証明書」（様式9）の交付を受けた後、新たに持参により出願手続をとること。ただし、上記(1)の期間内に手続を完了させること。

ア 入学選考手数料

(7) 同一課程において県立高等学校から他の県立高等学校に志願先を変更する場合は、改めて納入する必要はない。

(1) 定時制の課程から全日制の課程に志願先を変更する場合は、入学願書の所定の位置に不足分の額の埼玉県収入証紙を貼って、消印しないで提出すること。

(9) 県立高等学校から市立高等学校へ志願先を変更する場合、又は、市立高等学校から県立高等学校へ志願先を変更する場合は、改めて所定の手続により納入すること。

(1) 一度納入した入学選考手数料は返還しない。

イ 学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表

志願先変更があったときは、出身中学校長は新たに出願した高等学校長に速やかに提出する。ただし、既に提出している高等学校の同一の課程に対しては、改めて提出する必要はない。

ウ 志願先変更証明書

「志願先変更願」（様式8）が提出された場合は、当該高等学校長は「志願先変更証明書」（様式9）を交付する。

(3) 同一校の学科間等における志願先変更

同一校の学科間等において志願先変更を希望する者は、出身中学校長を経て、「志願先変更願」及び受検票を、出願している高等学校長に持参により提出した後、新たに出願手続をとること。ただし、上記(1)の期間内に手続を完了させること。

(4) 第2志望（第2志望に準ずる志望を含む。以下同じ。）のみの変更

(3)による。その際、受検票の備考欄等に「第2志望変更」と記載して交付する。

(5) 電子出願手続を実施する県立春日部高等学校及び川口市立高等学校の志願先変更

上記(1)～(4)に準ずる。なお、志願先変更は、持参による手続とする。

## 8 志願取消

志願取消を希望する者は、出身中学校長を経て、「志願取消届」（様式10）及び受検票を速やかに志願先高等学校長に持参により提出する。

## 9 学力検査

(1) 志願者は、令和5年2月22日（水）に行われる学力検査を受検しなければならない。

(2) 急病その他やむを得ない事情により学力検査を受検できない場合は、その事由を証明する書類を、出身中学校長を経て、当日までに志願先高等学校長に提出しなければならない。

なお、追検査を受検する場合は「14 追検査」による。

(3) 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科で実施し、中学校学習指導要領に基づいて出題する。英語にはリスニングテストを含む。

なお、〔別表8〕にある学校では、数学及び英語の学力検査において「学校選択問題」を実施する。

(4) 学力検査会場は、志願先高等学校とする。

(5) 学力検査の日程は、次のとおりとする。

時間	8:45～ 9:20	9:25～ 10:15 (50分)	休 憩	10:35～ 11:25 (50分)	休 憩	11:45～ 12:35 (50分)	昼 食	13:30～ 14:20 (50分)	休 憩	14:40～ 15:30 (50分)
教科等	一般諸注意	国 語		数 学		社 会		理 科		英 語

- (6) 学力検査の配点等については、選抜要領で定める。
- (7) 障害のある志願者に対する配慮事項及び配慮が必要な場合の手続については、第14（28ページ）による。

## 10 実技検査

- (1) 次の学科・コース等の志願者は、実技検査を受検しなければならない。
- ア 芸術系学科（美術科、音楽科、書道科、映像芸術科及び舞台芸術科）の志願者
  - イ 体育科及び体育コースの志願者
  - ウ スポーツサイエンス科の志願者
  - エ 県立伊奈学園総合高等学校のスポーツ科学系及び芸術系の志願者
- (2) 外国語科・外国語コース等においては、英語による問答を内容とする実技検査を実施することができる。
- (3) 詳細については、第4（10ページ）による。

## 11 面接

- (1) 実技検査を実施しない学科・コース等においては、面接を実施することができる。
- (2) 詳細については、第5（15ページ）による。

## 12 選抜

高等学校長は、選抜要領に従い、厳正に選抜を行う。

## 13 入学許可候補者の発表

- (1) 日時・場所・方法

	ウェブによる発表	掲示による発表
日時	令和5年3月3日（金）午前9時	令和5年3月3日（金）午前10時
場所	・県立高等学校（URL等は別途定める。） ・市立高等学校 各校のホームページ	志願先高等学校
方法	受検番号を発表する。 高等学校長は、受検票を確認し「選抜結果通知書」（様式7）を入学許可候補者に交付する。	

- (2) 入学許可候補者は、令和5年3月3日（金）に、受検票を持参し、志願先高等学校において高等学校長から交付書類を受け取ること。
- (3) 入学許可候補者が、やむを得ない事情により入学を辞退しようとするときは、辞退理由を記した「入学辞退届」（様式自由）を、出身中学校長を経て志願先高等学校長に持参により提出する。

## 14 追検査

- (1) 次のア又はイに該当する志願者は、令和5年3月6日（月）に実施する追検査を受検することができる。ただし、令和5年2月24日（金）に実施する実技検査・面接を受検した志願者は、追検査を受検できない。
- ア インフルエンザ罹患をはじめとするやむを得ない事情により、学力検査を欠席した者
  - イ 一部受検者※1
- (2) 出身中学校長は、志願者が学力検査を受検できなかった事情を踏まえ、追検査受検に該当すると判断した場合、速やかに志願先高等学校長に連絡するとともに、「追検査受検願」（様式16）を令和5年2月24日（金）正午までに志願先高等学校長に提出する。
- (3) 志願先高等学校長は、追検査の受検を承認したときは、「追検査受検承認証」（様式17）及び、「追検査受検者個人カード（様式23）」を交付する。志願者は、「追検査受検者個人カード（様式23）」に必要事項を記入の上、追検査当日に持参すること。

※1 一部受検者とは、学力検査当日、急な体調不良等により、学力検査を継続することが難しいと判断された志願者を指す。ただし、追検査を受検できる教科は、体調不良の申し出があった時点で終了していない検査時間以降の教科とする。

- (4) 追検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科で実施し、中学校学習指導要領に基づいて出題する。英語にはリスニングテストを含む。
- なお、〔別表8〕にある学校では、数学及び英語の追検査において「学校選択問題」を実施する。
- (5) 「追検査受検願」（様式16）を提出した志願者に対しては、令和5年2月24日（金）の実技検査・面接は実施しない。また、追検査においても実技検査・面接は実施しない。ただし、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜、帰国生徒特別選抜による募集、外国人特別選抜による募集、定時制の課程における特別募集においては、令和5年3月6日（月）に面接を実施する。
- (6) 追検査の会場は、志願先高等学校とする。また、追検査の日程及び配点等は学力検査に準ずる。
- (7) 高等学校長は、選抜要領に従い、厳正に選抜を行う。
- (8) 追検査入学許可候補者発表

日時	令和5年3月8日（水）午前9時
方法	電話による発表とする。 「追検査受検者個人カード（様式23）」に記載された電話番号に、志願先高校から連絡する。

- ア 入学許可候補者は、令和5年3月8日（水）に、受検票を持参し、志願先高等学校において高等学校長から交付書類を受け取ること。
- イ 入学許可候補者が、やむを得ない事情により入学を辞退しようとするときは、13の(3)に準ずる。

## 15 成績及び諸活動等の記録通知書

出身中学校長は、第15（30ページ）に定めるところにより、「成績及び諸活動等の記録通知書」（様式2）を作成し、令和5年2月1日（水）までに、志願者の保護者に通知する。

## 16 その他

県内の中学校を卒業する見込みの者（卒業者を含む）で、特別な事情を有する者の出願資格については、別に定める。

## 17 新型コロナウイルス感染症の陽性者及び濃厚接触者の学力検査受検等の扱い

新型コロナウイルス感染症の陽性者及び濃厚接触者の学力検査受検等の扱いについては、別に定める。

#### 第4 芸術系学科（美術科、音楽科、書道科、映像芸術科及び舞台芸術科）、体育科、スポーツサイエンス科、体育コース及び外国語科・外国語コース等の実技検査

##### 1 実施日

令和5年2月24日（金）に実施する。集合時刻は、原則として午前8時45分とする。ただし、「追検査受検願」（様式16）を提出した志願者は、受検できない。

##### 2 内容等

###### (1) 芸術系学科（美術科、音楽科、書道科、映像芸術科及び舞台芸術科）

###### ア 県立松伏高等学校

###### 音楽科の実技検査の種目及び内容等

次のa、bのうち、1つを選び受検する。

###### a 声楽

次の①、②のうち、1つを選び、出願時に申告する。

① 歌曲独唱 ② ミュージカル作品の独唱と身体表現

###### b 器楽

次の①～④のうち、1つを選び、出願時に申告する。

① ピアノ ② 管楽器 ③ 弦楽器 ④ 打楽器

###### イ 県立越生高等学校

###### 美術科の実技検査の内容等

鉛筆による素描

###### ウ 県立芸術総合高等学校

###### (ア) 美術科の実技検査の内容等

鉛筆による素描

###### (イ) 音楽科の実技検査の種目及び内容等

次のa、bのうち、1つを選び、出願時に申告する。

###### a 声楽

###### b 器楽

次の①～④のうち、1つを選び、出願時に申告する。

① ピアノ ② 管楽器 ③ 弦楽器 ④ 打楽器

###### (ウ) 映像芸術科の実技検査の内容等

言葉から発想したイメージを絵と文章で表現する。

###### (エ) 舞台芸術科の実技検査の内容等

次のa及びbを受検する。bは(a)、(b)のうち、1つを選び出願時に申告する。

a及びb (a)の課題は出願時に配布する。

###### a 共通課題

① 指定された詩、又は文章を朗読する。

② 指示された基本的な動作を指定されたエリアで行う。

###### b 選択課題

###### (a) 演劇表現

出願時に配布される課題に基づいて音声、身体を使って表現する。

###### (b) 舞踊表現

2分以内で舞踊を行う。

次の①～⑤のうちから1つを選び、出願時に申告する。

① バレエ（クラシック、モダン）は問わない

② 洋舞全般（モダンダンス、コンテンポラリーダンス、ジャズダンス、ヒップホップなど）

③ 各種民族舞踊（日本舞踊を含む）

④ 身体表現運動（体操、新体操など）

⑤ その他創作ダンス

エ 県立大宮光陵高等学校

(7) 美術科の実技検査の内容等

鉛筆による素描

(1) 音楽科の実技検査の種目及び内容等

次のa、b、c、d、eのうち、1つを選び、①と②を受検する。

a 声楽

① 声楽

② ピアノ

b ピアノ

① ピアノ

② 聴音

c 管楽器、d 弦楽器、e 打楽器

① 各楽器の演奏

② ピアノ又は視唱

(ウ) 書道科の実技検査の種目及び内容等

次のaとbを受検する。

a 漢字の書（毛筆による表現）

b 仮名の書（毛筆による表現）

(2) 体育科

アについては全種目を受検する。

イについては①～③群から2群を選び、さらにそれらの群から各1種目を選択して、合計2種目を受検する。

ア 体力に関する検査種目（スポーツ庁の示した「新体カテスト実施要項」による。）

① 反復横とび ② 立ち幅とび ③ 上体起こし

イ 技能に関する検査種目

① 器械運動・陸上競技群

㊦ マット運動 倒立前転と後転

㊧ 跳び箱 男子は縦向き6段開脚跳び、女子は縦向き5段開脚跳び

㊨ 鉄棒 男子はけ上がり、前方支持回転

女子は逆上がり、前方支持回転

㊩ 短距離走 クラウチングスタートからのスタートダッシュ

② 球技群

㊦ バレーボール 対人パスと対人レシーブ、スパイク

㊧ バasketボール ドリブルシュートとセットシュート又はジャンプシュート

㊨ サッカー パス&コントロールとドリブルシュート

㊩ ソフトボール キャッチボールとトスバッティング

③ 武道群

㊦ 剣道 切り返しと基本打突

㊧ 柔道 受け身と約束練習

(3) スポーツサイエンス科

アについては全種目を受検する。

イについては①～③群から1種目を選択して受検する。

ア 体力に関する検査種目（スポーツ庁の示した「新体カテスト実施要項」による。）

① 反復横とび ② 立ち幅とび ③ 上体起こし

イ 技能に関する検査種目

① 器械運動・陸上競技群

㊦ マット運動 側方倒立回転から倒立前転

㊧ 走り幅跳び 助走から踏切、着地

㊨ 短距離走 50m走 スタートからゴールまで

- ② 球技群
  - ㊦ バレーボール 対人パスと、スパイク又はサービス
  - ㊧ バasketボール ドリブルシュートと、セットシュート又はジャンプシュート
  - ㊨ サッカー トラップングとドリブルシュート
  - ㊩ ハンドボール ドリブルからのジャンプシュートと1対1からシュート
  - ㊪ ソフトボール キャッチボールとトスバッティング
- ③ 武道・ダンス群
  - ㊦ 剣道 切り返しと基本打突
  - ㊧ 柔道 受け身と約束練習
  - ㊨ ダンス 与えられたテーマでの1分間の創作

(4) 体育コース

アについては全種目を受検する。

イについては①～③群から2群を選び、さらにそれらの群の㊦～㊨から各1種目を選択して、合計2種目を受検する。ただし当該高等学校長は、②群で選択する種目に㊩を加えることができる。

また、当該高等学校長は、④群㊦、㊧又は④群㊧、㊨もしくは④群㊦～㊨を加えることができる。その場合は、①～④群から2群を選び、さらにそれらの群から各1種目を選択して、合計2種目を受検する。

ア 体力に関する検査種目（スポーツ庁の示した「新体力テスト実施要項」による。）

- ① 反復横とび
- ② 立ち幅とび
- ③ 上体起こし

イ 技能に関する検査種目

- ① 器械運動群
  - ㊦ マット運動 倒立前転と後転
  - ㊧ 跳び箱 男子は開脚跳び、女子はかかえ込み跳び
  - ㊨ 鉄棒 男子はけ上がり前回り下り、女子は膝掛け上がり前回り下り
- ② 球技群
  - ㊦ バレーボール 対人パスと、スパイク又はサービス
  - ㊧ バasketボール ドリブルシュートとセットシュート
  - ㊨ サッカー トラップングとドリブル
  - ㊩ ソフトボール キャッチボールとトスバッティング
- ③ 武道・ダンス群
  - ㊦ 剣道 切り返しと基本打突
  - ㊧ 柔道 受け身と約束練習
  - ㊨ ダンス 与えられたテーマでの1分間の創作
- ④ 陸上競技群
  - ㊦ 50m走
  - ㊧ 800m走
  - ㊨ ハードル走

(5) 外国語科・外国語コース等

ア 内容

英語による問答等

イ 方法

(ア) 実施する高等学校長は、中学校学習指導要領に基づいて、英語による音読及び問答等の内容を定める。

(イ) 志願者に対して個々に行う。

(ウ) 実施時間は、1人につき5分程度とする。



(6) 県立伊奈学園総合高等学校のスポーツ科学系及び芸術系

次のア～エから1つ選択し受検する。

ア スポーツ科学系

(ア)については、全種目を受検する。

(イ)については、①～③群から2群を選び、さらにそれらの群から各1種目を選択して、合計2種目を受検する。

(ア) 体力に関する検査種目（スポーツ庁の示した「新体力テスト実施要項」による。）

- ① 反復横とび      ② 立ち幅とび      ③ 上体起こし

(イ) 技能に関する検査種目

① 器械運動・陸上競技群

ア マット運動 男女共通 倒立前転、側方倒立回転、伸膝後転

イ 跳び箱 男子 縦向き6段開脚跳び  
女子 横向き5段かかえ込み跳び又は開脚跳び

ウ 短距離走 50m走

② 球技群

ア バレーボール 対人パスと、レシーブ

イ バasketボール ドリブルシュートと、セットシュート又はジャンプシュート

ウ サッカー トラッピングとドリブル、シュート

エ ハンドボール フェイントからのジャンプシュート

オ ソフトボール キャッチボールとティーバッティング、ベースランニング

③ 武道・ダンス群

ア 剣道 切り返しとしかけ技

イ 柔道 受け身と約束練習

ウ ダンス 1分間の創作

イ 芸術系のうち音楽

(ア) 検査種目

次のa、bのうち1つを選び受検する。

a 声楽

日本歌曲、イタリア歌曲、ドイツ歌曲の中から任意の1曲を原語で歌う。

b 器楽

次の①～④のうち1つを選び受検する。

① ピアノ 下記のアイを順に演奏する。イは楽譜を見て演奏してもよい。

ア ハノンピアノ教本39番の調号1つまでの調性より当日指定された調性

イ 任意のピアノ・ソナタの第1楽章又は終楽章

② 管楽器 } クラシック作品の中から任意の独奏曲又は練習曲。  
③ 弦楽器 } 楽譜を見て演奏してもよい。  
④ 打楽器 }

(イ) 検査時間等

a 検査時間は1人2～3分程度とする。

b 演奏に際して楽譜を見てもよい。

c 打楽器は小太鼓又はマリンバとする。

d 伴奏については、声楽のみ高等学校の担当者が行う。これに使用する楽譜は、入学願書と併せて出願時に提出する。声楽以外は無伴奏とする。

ウ 芸術系のうち美術、工芸

鉛筆による素描

エ 芸術系のうち書道

毛筆による書写

### 3 その他

- (1) 詳細は当該高等学校の募集要項に定める。
- (2) 急病その他やむを得ない事情により実技検査を受けられないときは、その事由を証明する書類を、出身中学校を経て、当日までに志願先高等学校長に提出しなければならない。
- (3) 追検査では実技検査は実施しない。
- (4) 新型コロナウイルス感染症に関する実技検査受検の扱いについては、第3の17（9ページ）に準ずる。

## 第5 面接

### 1 実施校

実技検査を実施しない学科・コース等において実施することができる。

### 2 実施日

- (1) 令和5年2月24日（金）に実施する。開始時刻は、原則として午前9時とする。ただし、「追検査受検願」（様式16）を提出した志願者は、受検できない。  
なお、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜を実施する場合で、他の志願者に面接を実施しない学科・コース等においては、令和5年2月22日（水）に実施することができる。
- (2) 帰国生徒特別選抜による募集及び外国人特別選抜による募集においては、令和5年2月22日（水）又は2月24日（金）に実施する。
- (3) 定時制の課程における特別募集及び秋季募集については、別に定める。
- (4) 追検査での面接は実施しない。ただし、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜、帰国生徒特別選抜による募集、外国人特別選抜による募集及び定時制の課程における特別募集において追検査を実施した場合は、令和5年3月6日（月）に実施する。

### 3 方法

個人面接、集団面接又は両者の併用とする。

ただし、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜、帰国生徒特別選抜による募集、外国人特別選抜による募集及び定時制の課程における特別募集においては、個人面接とする。

### 4 内容

高等学校長は、学科・コース等の特色等を踏まえ、質問の内容を定める。

### 5 その他

- (1) 詳細は当該高等学校の募集要項に定める。
- (2) 急病その他やむを得ない事情により面接を受けられないときは、その事由を証明する書類を、出身中学校長を経て、当日までに志願先高等学校長に提出しなければならない。
- (3) 新型コロナウイルス感染症に関する面接の扱いは、第3の17（9ページ）に準ずる。

## 第6 不登校の生徒などを対象とした特別な選抜

### 1 募集人員等

一般募集で実施する。

募集人員は定めず、選抜要領に従って各学校の実情に応じて選抜し、入学許可候補者を決定する。ただし、この選抜による入学許可候補者数は、募集人員に含まれる。

### 2 実施する高等学校

原則として、全日制の課程及び定時制の課程の全ての学校、学科等で実施する。

### 3 出願資格

令和5年3月31日までに中学校を卒業する見込みの者で、中学校在学中に一過性のつまずきなどにより不本意な中学校生活を送った者で、在学中中学校長が、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜による出願に該当すると認めた者。

### 4 出願手続

不登校の生徒などを対象とした特別な選抜を希望する者は、「自己申告書」（様式6）を、在学中中学校長を経て、入学願書とともに、志願先高等学校長に提出する。

「入学願書」（様式5）の記入に当たっては、「特別選抜に関する申告欄」の「不登校の生徒などを対象とした特別な選抜」に○を付す。

なお、電子出願手続に当たっては、画面に表示される案内に従って選択又は入力すること。

### 5 第2志望の扱い

第2志望を認める高等学校の学科等において、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜に志願した者が第2志望を申告したときは、第2志望の学科等においてはこの選抜の対象としない。

### 6 志願先変更

志願先変更をする場合は、新たに志願する高等学校長に改めて「自己申告書」を提出する。

なお、先に志願した高等学校長に「自己申告書」を提出しなかった場合、志願先変更をする高等学校長に「自己申告書」を提出することはできない。

### 7 面接

第5の2～5（15ページ）による。

### 8 その他

ここで定めた内容以外の事項については、第3（2ページ）による。

## 第7 私立中学校並びに県外及び海外の中学校等から出願する場合に必要な手続等

### 1 私立中学校から出願する場合

- (1) 県内に居住し、県内の私立中学校を卒業又は卒業見込みの者
  - ア 出願資格  
第1の2（1ページ）による。
  - イ 出願手続
    - ア 第3の3（2ページ）による。
      - (イ) 住民票の写し（出願日より3カ月以内に発行されたもので、保護者と志願者について記載されているもの。また、個人番号の記載がないもの。）を提出する。
- (2) 県内に居住し、県外の私立中学校を卒業又は卒業見込みの者  
下記「3 2以外の県外中学校等から出願する場合」による。
- (3) 令和5年3月末までに県内に転居する予定の者で、県内又は県外の私立中学校を卒業又は卒業見込みの者  
下記「3 2以外の県外中学校等から出願する場合」による。
- (4) 県内の私立中学校を卒業又は卒業見込みの者が出願する場合、「学習の記録等学年内評価分布表」及び「学習の記録等一覧表」を提出する。

### 2 隣接県の隣接学区から出願する場合（隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定による出願）

- (1) 出願資格  
「隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定」及び「隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定第5条の規定に基づく令和5年度細部協定書」により出願資格を有する者
- (2) 出願手続
  - ア 第3の3（2ページ）による。
  - イ 埼玉県以外の公立高等学校に出願しないことの「証明書」（様式12）を提出する。
  - ウ 提出する書類は、すべて本県所定のものとする。
  - エ 本県公立高等学校への志願者の取扱いについては、各県との「隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定第5条の規定に基づく令和5年度細部協定書」による。

### 3 2以外の県外中学校等から出願する場合

- (1) 出願資格  
出願について志願先高等学校長の承認を得た者
- (2) 出願承認の手続
  - ア 出願承認の申請
    - ア 「埼玉県公立高等学校出願承認申請書」に、別に定める承認のための必要書類を添付し、志願先高等学校長に提出して、承認を受ける。
    - (イ) 出願承認の申請を行う期間及び受付時間は、次のとおり。

令和5年1月10日（火）から2月10日（金）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。）  
受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで。  
なお、可能な限り、令和5年2月9日（木）までに出席承認の申請を行う。

#### イ 出願する際の注意事項

- ア 第3の3（2ページ）による。
- (イ) 提出する書類は、すべて本県所定のものとする。
- (ウ) 出願の際、「入学願書」等とともに、志願先高等学校長より交付された「埼玉県公立高等学校出願承認書」を添付して提出する。
- (イ) 「学習の記録等学年内評価分布表」及び「学習の記録等一覧表」については、提出する必要はない。

#### 4 海外の日本人学校等から出願する場合

##### (1) 出願資格

- ア 県立高等学校に出願する場合は、全日制の課程は埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課、定時制の課程及び通信制の課程は志願先高等学校において、出願資格の認定を受けた者
- イ 市立高等学校に出願する場合は、当該高等学校を設置する市の教育委員会において、出願資格の認定を受けた者

##### (2) 出願資格認定の手続

###### ア 出願資格認定の申請

- (ア) 県立高等学校に出願する場合は、「令和5年度埼玉県立高等学校入学志願者の出願資格認定申請書」に別に定める認定のための必要書類を添付し、全日制の課程は埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課長、定時制の課程及び通信制の課程は志願先高等学校長に提出して認定を受ける。
- (イ) 出願資格認定の申請を行う期間及び受付時間は、次のとおり。

令和4年12月1日（木）から令和5年2月10日（金）正午まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日、令和4年12月29日（木）から令和5年1月3日（火）までの間を除く。）  
受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで。  
なお、可能な限り、令和5年2月9日（木）までに出席資格の認定を受ける。

- (ウ) 令和5年度に吹上秋桜高等学校の秋季募集に出願する場合は、「令和5年度入学者の出願資格認定申請書」に別に定める認定のための必要書類を添付し、吹上秋桜高等学校長に提出して認定を受ける。

- (イ) 令和5年度に吹上秋桜高等学校の秋季募集における出願資格認定の申請を行う期間及び受付時間は、次のとおり。

令和5年8月1日（火）から令和5年8月24日（木）正午まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日、令和5年8月14日（月）から令和5年8月16日（水）までの間を除く。）

受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで。

なお、可能な限り令和5年8月23日（水）までに出席資格の認定を受ける。

###### イ 出願する際の注意事項

- (ア) 第3の3（2ページ）による。

- (イ) 「入学願書」、「受検票」及び「調査書」は、本県所定のものとする。

- (ウ) 「入学願書」及び「受検票」は、全日制の課程は埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課（電話048-830-6766）、定時制の課程又は通信制の課程は志願先高等学校で交付する。

- (エ) 出願の際、「入学願書」等とともに、交付された「出願資格認定申請書」を提出する。

- (オ) 「学習の記録等学年内評価分布表」及び「学習の記録等一覧表」については、提出する必要はない。

## 第8 帰国生徒特別選抜による募集

### 1 帰国生徒特別選抜による募集の実施校及び募集人員

全日制の課程において一般募集に併せて実施する。  
なお、募集人員については、別に定める。

### 2 出願資格

第1の2に定める出願資格（1ページ）を有する者で、かつ、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者とする。

- (1) 日本国外における在住期間が、帰国時から遡り継続して、原則2年以上4年未満の者で、帰国後2年以内の者
- (2) 日本国外における在住期間が、帰国時から遡り継続して、原則4年以上の者で、帰国後3年以内の者

ただし、「帰国後2年以内」及び「帰国後3年以内」とは、原則として、帰国した日から令和5年2月1日現在で、それぞれ2年及び3年が経過していない場合をいう。

### 3 出願手続

第3の3（2ページ）に準ずる。ただし、次のことに留意する。

- (1) 第3の3(1)のアについては、「入学願書」（様式5）、「受検票」（様式5-2）とともに「海外在住状況説明書」（様式13）を、志願先高等学校長に提出する。（県立春日部高等学校（全日制の課程）、川口市立高等学校（全日制の課程）では「受検票」は不要。）

「入学願書」の記入に当たっては、「特別選抜に関する申告欄」の「帰国生徒特別選抜による募集」に○を付し、出身中学校長による応募資格証明を受ける。

なお、電子出願手続に当たっては、画面に表示される案内に従って選択又は入力すること。

- (2) 第3の3(2)のアについては、「入学願書」を受理した高等学校長は、所定の「受検票」及び「帰国生徒特別選抜証明書」（様式14）を交付する。ただし、受検票を郵送により交付する場合、受検票の備考欄に、「帰国生徒特別選抜による出願を認める」と記載し、高等学校長印を押印することで「帰国生徒特別選抜証明書」に代えることができる。

- (3) 第6の4の「自己申告書」（様式6）は、提出することができない。

- (4) 第2志望を認める高等学校に出願し、第2志望を希望する場合は、「入学願書」（様式5）の「第2志望に関する申告欄」の「あり」の欄に○を付し、志望する学科（コース等）名を記入すること。第2志望を希望しない場合は「なし」の欄に○を付す。

なお、電子出願手続に当たっては、画面に表示される案内に従って選択又は入力すること。

### 4 志願先変更

第3の7（6ページ）に準ずる。ただし、次のことに留意する。

第3の7(1)については、帰国生徒特別選抜に出願した者は、1回に限り、他の帰国生徒特別選抜を行う高等学校又は一般募集を行う高等学校に志願先を変更することができる。ただし、他の帰国生徒特別選抜を行う高等学校の「帰国生徒特別選抜による募集」に志願先を変更する者は、志願先変更の手続を行う際、先に志願した高等学校長から交付された「帰国生徒特別選抜証明書」（様式14）を添付し、手続を行うこと。

### 5 学力検査

第3の9（7ページ）により行う。問題は他の志願者と同一とする。ただし、志願者は社会及び理科の2教科の学力検査は受検しない。

学力検査の日程は、次のとおりとする。

時間	8:45～ 9:20	9:25～ 10:15 (50分)	休憩	10:35～ 11:25 (50分)	休憩	11:45～14:20	休憩	14:40～ 15:30 (50分)
教科等	一般諸注意	国語		数学		志願先高等学校長の指示に従う。		英語

## 6 実技検査

実技検査を実施する高等学校の学科・コース等については、帰国生徒特別選抜の志願者に対して、他の志願者と同様に実技検査を実施する。  
内容等については、第4（10ページ）による。

## 7 面接

第5の2～5（15ページ）による。

## 8 選抜

高等学校長は、選抜要領に従い、厳正に選抜を行う。  
また、選抜に当たっては、海外での生活や学習状況等に十分配慮する。  
なお、学力検査の傾斜配点は実施しない。

## 9 その他

- (1) 県内の中学校を卒業する見込みの者（卒業した者を含む）で、特別な事情を有する者の出願資格については別に定める。
- (2) 私立中学校並びに県外及び海外の中学校等から出願する場合は、あらかじめ第7（17ページ）に定めるところにより、出願の承認又は出願資格の認定等を受けなければならない。
- (3) ここで定めた内容以外の事項については、第3（2ページ）に準ずる。



## 第9 外国人特別選抜による募集

### 1 外国人特別選抜による募集の実施校及び募集人員

実施校は、〔別表7〕のとおりとし、一般募集に併せて実施する。  
なお、募集人員については、別に定める。

### 2 出願資格

第1の2に定める出願資格（1ページ）を有する者で、かつ、次の(1)及び(2)の条件を満たす者とする。

- (1) 保護者と共に県内に居住している、又は令和5年3月31日までに居住予定がある外国籍を有する者
- (2) 原則として、在日期間が令和5年2月1日現在で通算して3年以内の者

### 3 出願手続

- (1) 第3の3（2ページ）に準ずる。

本県所定の調査書が提出できない場合は、外国における最終学校の成績証明書等で代えることができる。

また、次のことに留意する。

ア 「入学願書」（様式5）の記入に当たっては、「特別選抜に関する申告欄」の「外国人特別選抜による募集」に○を付す。

イ 第6の4の「自己申告書」（様式6）は、提出することができない。

ウ 第2志望を認める高等学校に出願し、第2志望を希望する場合は、「入学願書」（様式5）の「第2志望に関する申告欄」の「あり」の欄に○を付し、志望する学科（コース等）名を記入する。第2志望を希望しない場合は「なし」の欄に○を付す。

- (2) その他の出願書類

ア 外国人特別選抜適用申請書（様式15）

学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する者が出願する場合は、埼玉県教育委員会が出願資格を認定した書類で代えることができる。

イ 出願時に有効な旅券

ウ 在留カード

イ及びウについて、学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する者が出願する場合は、イは外国籍を証明する書類等で、ウは保護者ととも県内に居住していることを証明する書類等で代えることができる。

エ その他、志願先高等学校長が必要とする書類

- (3) 出願書類の提出方法

外国人特別選抜による募集の出願には、出願時に旅券等の確認が必要であるため、次のいずれかの方法により出願する。

ア 令和5年2月9日（木）以前に志願先高等学校で、出願時に有効な旅券、在留カード及びその他志願先高等学校長が必要とする書類を事前に確認し、2月9日（木）に郵送または中学校がまとめて持参をする。（事前確認を行う場合、出身中学校長は高等学校長に連絡を入れること。）

イ 令和5年2月10日（金）、13日（月）に持参による出願をする。

### 4 志願先変更

第3の7（6ページ）に準ずる。ただし、次のことに留意する。

第3の7(1)については、外国人特別選抜に出願した者は、1回に限り、他の外国人特別選抜又は一般募集を行う高等学校に志願先を変更することができる。ただし、他の外国人特別選抜を行う高等学校の「外国人特別選抜による募集」に志願先を変更する者は、先に志願した高等学校長から「外国人特別選抜適用申請書」等の返却を受け、新たな志願先高等学校へ提出し、出願の手続を行う。

## 5 学力検査

第3の9（7ページ）により行う。問題は他の志願者と同一とする。ただし、志願者は国語、社会及び理科の3教科の学力検査は受検しない。

学力検査の日程は、次のとおりとする。

時間	8:45～ 9:20	9:25～10:15	休憩	10:35～ 11:25 (50分)	休憩	11:45～14:20	休憩	14:40～ 15:30 (50分)
教科等	一般諸注意	志願先高等学校長の指示に従う。		数 学		志願先高等学校長の指示に従う。		英 語

## 6 面接

第5の2～5（15ページ）による。

## 7 選抜

高等学校長は、選抜要領に従い、厳正に選抜を行う。

また、選抜に当たっては、海外での生活や学習状況等に十分配慮する。

なお、学力検査の傾斜配点は実施しない。

## 8 その他

- (1) 県内の中学校を卒業する見込みの者（卒業した者を含む。）で、特別な事情を有する者の出願資格については別に定める。
- (2) 私立中学校並びに県外及び海外の中学校等から出願する場合は、あらかじめ第7（17ページ）の定めるところにより、出願の承認又は出願資格の認定等を受けなければならない。
- (3) ここで定めた内容以外の事項については、第3（2ページ）に準ずる。

## 第10 欠員補充

### 1 実施校

入学許可候補者の数が募集人員に満たない場合は、当該高等学校長は、令和5年3月17日（金）から令和5年4月までに欠員補充を行う。

その際、令和5年3月8日（水）午後2時に県庁及び各教育事務所に公示する。公示の内容（欠員補充実施校、募集人員）は、埼玉県教育委員会のホームページにも掲載する。

### 2 出願資格

第1の2（1ページ）に該当する者。

なお、隣接県の隣接学区からの出願については、第7の2（17ページ）による。

ただし、いずれかの県公立高等学校の入学許可候補者となった者は、出願することはできない。

なお、入学許可候補者とは、入学許可候補者発表の際に、各高等学校において受検番号を掲示された者をいう。

### 3 募集人員

第1の1（1ページ）から、転編入学者の募集人員及び一般募集における入学許可候補者数を除いた人員を基本とする。詳細については別に定める。

### 4 出願手続

#### (1) 出願書類

第3の3(1)（2ページ）による。

#### (2) 出願書類の提出方法

##### ア 志願者が提出するもの

提出書類	入学願書（様式5）、受検票（様式5-2）、調査書（様式1）を同時に提出する。
提出期間 及び 受付時間	当該高等学校長が定める。 （なお、提出期間の開始日は令和5年3月10日（金）以降とする。）
提出先	志願先高等学校の窓口
提出方法	志願者が窓口を持参すること。この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出する。なお、一般募集で出願した高等学校の同一の課程に再度出願する者については、「調査書」を提出する必要はない。
受検票の交付	志願先高等学校長は、「入学願書」等を受理した後、「受検票」を交付する。

##### イ 出身中学校長が提出するもの

提出書類	学習の記録等学年内評価分布表（様式3）・学習の記録等一覧表（様式4）
提出期間	速やかに提出する。
提出先	志願先高等学校及び高校教育指導課
提出方法	持参又は郵送すること。郵送の場合は「簡易書留」等、配達記録が残る扱いとし、封筒の表には「学習の記録等一覧表等在中」と朱書きする。なお、一般募集で既に提出している場合、過年度の卒業生が出願する場合及び隣接県の隣接学区以外の県外中学校から出願する場合は、提出する必要はない。

### 5 併願

(1) 県公立高等学校及び県立特別支援学校の2校以上に「入学願書」を提出することはできない。

(2) 同一高等学校における全日制の課程と定時制の課程の双方に「入学願書」を提出することはできない。

### 6 その他

(1) ここで定めた内容以外の事項の詳細については、当該高等学校の募集要項に定める。

(2) 新型コロナウイルス感染症に関する欠員補充受検の扱いについては、第3の17（9ページ）に準ずる。

## 第11 定時制の課程における特別募集

### 1 実施校及び募集人員

原則として、定時制の課程のすべての学校・学科で実施する。  
募集人員は、一般募集の募集人員に含まれる。

### 2 出願資格

特別募集に出願できる者は、下記の条件を満たす者とする。

- (1) 第1の2(1)から(3)までのいずれかに該当し、かつ(4)のイに該当する者（1ページ）
- (2) 令和5年3月31日現在、19歳以上の者（平成16年4月1日までに生まれた者）

### 3 出願手続

- (1) 出願書類（入学願書、受検票及び志願理由書は、志願先高等学校で交付する。）

ア 入学願書（様式5）、受検票（様式5-2）

「入学願書」の記入に当たっては、「特別選抜に関する申告欄」の「定時制の課程における特別募集」に○を付す。

イ 入学選考手数料（第3の3(1)のイによる。）（2ページ）

ウ 志願理由書（様式11）

エ 中学校卒業証明書

オ 写真1枚（受検票の所定の位置に貼付する。）

（縦4cm×横3cm、カラー・白黒のいずれも可。裏面に氏名を記入する。）

カ その他、志願先高等学校長が指示するもの

- (2) 入学願書等の提出期間及び受付時間・場所

令和5年2月10日（金）及び2月13日（月） 志願先高校窓口

受付時間は、2月10日（金）は、午後2時から午後7時まで

2月13日（月）は、午後2時から午後5時までとする。

### 4 志願先変更

- (1) 志願者は、次の期間内において1回に限り、志願先を変更することができる。

令和5年2月15日（水）から2月16日（木）まで

受付時間は、2月15日（水）は、午後2時から午後7時まで

2月16日（木）は、午後2時から午後5時までとする。

- (2) 手続は、第3の7（6ページ）による。

### 5 併願

県公立高等学校及び県立特別支援学校の2校以上に「入学願書」を提出することはできない。

### 6 作文

- (1) 高等学校長は、学校及び学科の特色等を踏まえ、作文の内容を定める。
- (2) 令和5年2月22日（水）に実施する。開始時刻は、原則として午前9時25分とする。

### 7 面接

- (1) 面接は個人面接とする。
- (2) 高等学校長は、学校及び学科の特色等を踏まえ、面接の質問内容を定める。
- (3) 令和5年2月22日（水）に実施する。

### 8 選抜

高等学校長は、選抜要領に従い、厳正に選抜を行う。

## 9 入学許可候補者の発表

### (1) 日時・場所・方法

	ウェブによる発表	掲示による発表
日時	令和5年3月3日（金）午前9時	令和5年3月3日（金）午前10時
場所	・県立高等学校（URL等は別途定める。） ・市立高等学校 各校のホームページ	志願先高等学校
方法	受検番号を発表する。 高等学校長は、受検票を確認し「選抜結果通知書」（様式7）を入学許可候補者に交付する。	

(2) 入学許可候補者は、令和5年3月3日（金）に、受検票を持参し、志願先高等学校において高等学校長から交付書類を受け取ること。

## 10 作文による追検査

- (1) インフルエンザ罹患をはじめとするやむを得ない事情により、作文及び面接を欠席した志願者は、令和5年3月6日（月）に実施する作文による追検査を受検することができる。
- (2) 作文による追検査は第3の14(2)及び(3)（8ページ）に準じ、原則として出身中学校長が手続を行うこととする。
- (3) 作文による追検査を受検した志願者に対しては、令和5年3月6日（月）に面接を実施する。内容は、7(1)及び(2)に準ずる。
- (4) 追検査の会場は、志願先高等学校とする。
- (5) 高等学校長は、選抜要領に従い、厳正に選抜を行う。
- (6) 追検査入学許可候補者発表

日時	令和5年3月8日（水）
方法	電話による発表とする。詳細は別途定める。

入学許可候補者は、令和5年3月8日（水）に、受検票を持参し、志願先高等学校において高等学校長から交付書類を受け取ること。

## 11 その他

新型コロナウイルス感染症に関する作文受検及び作文による追検査受検の扱いについては、第3の17（9ページ）に準ずる。

## 第12 県立大宮中央高等学校における募集

### 1 通信制の課程における募集

- (1) 出願資格  
第1の2（1ページ）に該当する者とする。
- (2) 募集人員  
別に定める。
- (3) 出願手続
  - ア 志願者は、県立大宮中央高等学校において「生徒募集要項・出願手続書類」等の交付を受け、必要事項を記入し、次の書類を添えて、県立大宮中央高等学校長に提出すること。
    - (ア) 調査書（中学校卒業後5年を経過した者は、出身中学校長の作成した「卒業証明書」）
    - (イ) 写真5枚（縦4cm×横3cm、カラー・白黒のいずれも可。裏面に氏名を記入する。）なお、「学習の記録等学年内評価分布表」及び「学習の記録等一覧表」については、提出する必要はない。
  - イ 入学願書等の提出日及び受付時間（出願書類の提出は、持参のみとする）

提出日は、令和5年2月19日（日）、3月8日（水）とする。 受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時30分から午後4時30分までとする。
---
  - ウ 他の県公立高等学校及び県立特別支援学校並びに県立大宮中央高等学校の他の課程との同時出願はできない。
- (4) 選抜  
原則として、調査書及びその他の資料を参考にして選抜を行う。ただし、県立大宮中央高等学校長が必要と認める場合は、面接を行う。
- (5) 入学許可候補者の発表
  - ア 令和5年2月19日（日）に出願した志願者については、中学校長を通じて本人宛て通知する。
  - イ 令和5年3月8日（水）に出願した志願者については、中学校長及び本人宛て通知する。
  - ウ 過年度卒業生については、直接本人に通知する。

### 2 単位制による通信制の課程における募集

- (1) 出願資格  
第1の2（1ページ）に該当する者で、令和5年度に県立大宮中央高等学校と技能連携を行う専修学校の入学許可候補者となった者。
- (2) 募集人員  
別に定める。
- (3) 出願手続  
技能連携を行っている専修学校を通じて連絡する。
- (4) 選抜  
原則として、調査書及びその他の資料を参考にして選抜する。ただし、県立大宮中央高等学校長が必要と認める場合は、面接を行う。
- (5) 入学許可候補者の発表  
本人宛て通知する。

### 3 単位制による定時制の課程における募集

- (1) 一般募集  
第3（2ページ）による。
- (2) 特別募集  
第11（24ページ）による。

### 4 転入学及び編入学について

県立大宮中央高等学校の転編入学募集要項に定める。

## 第13 秋季募集

### 1 実施校

県立吹上秋桜高等学校で実施する。

### 2 出願資格

第1の2の(1)から(3)までのいずれかに該当し、かつ(4)のイに該当する者（1ページ）とする。  
ただし、高等学校又は特別支援学校高等部若しくは中等教育学校の後期課程に在学している者は出願できない。

### 3 募集人員

別に定める。

### 4 出願手続

(1) 出願書類（入学願書及び調査書の用紙は、県立吹上秋桜高等学校で交付する。）

ア 入学願書（様式5）、受検票（様式5-2）

イ 入学選考手数料（入学願書の所定の位置に埼玉県収入証紙（950円分）を貼って、消印しないで提出する。）

ウ 調査書（様式1）

(2) 入学願書等の提出期間及び受付時間

令和5年8月24日（木）、8月25日（金）

受付時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

(3) I部及びII部の両方に出願することはできない。また、第2志望は認めない。

(4) 海外の日本人学校等から出願する場合は、所定の期間内に出願資格の認定を受けること。（18ページによる。）

### 5 学力検査

(1) 国語、数学及び英語を内容とする学力検査を実施する。

(2) 問題の内容等は、中学校学習指導要領に基づき県立吹上秋桜高等学校長が定める。

### 6 面接

(1) 面接は、個人面接とする。

(2) 質問の内容は、学校の特色等を踏まえ、県立吹上秋桜高等学校長が定める。

### 7 実施日及び日程

実施日	日 程
令和5年8月31日（木）	一般諸注意 8:45～ 9:00
	学 力 検 査 9:10～10:10
	面 接 10:25～

### 8 選抜

県立吹上秋桜高等学校長は、学力検査、調査書及び面接の結果を資料として、厳正に選抜を行う。

### 9 入学許可候補者の発表

令和5年9月5日（火）午後1時に、県立吹上秋桜高等学校において、受検番号を掲示する。

## 第14 障害のある志願者に対する配慮事項及び配慮が必要な場合の手続

### 1 障害のある生徒の入学選抜に当たっての基本的な考え方

障害のある生徒の入学選抜における学力検査及び選抜に当たっては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、障害のあることにより、差別的な取扱いにならないよう、十分に留意する。

### 2 障害のある生徒の出願に当たっての配慮事項及び選抜の際の取扱い

(1) 志願者及び出身中学校長、義務教育学校長及び特別支援学校長（以下「中学校長」という。）に係る事項

ア 公立高等学校へ出願を希望しており、かつ、障害があるために学力検査等の際に配慮を要すると考えられる生徒をもつ中学校長は、次の(ア)と(イ)の事項を記入した「学力検査等の際に配慮を必要とする生徒について（要望）」（様式は定めない）（以下「要望書」という）を整え、志願先高等学校に出向き、高等学校長にあらかじめ事情を説明すること。

要望書を作成するに当たっては、志願者及び保護者の要望を十分に聞くこと。

(ア) 学力検査等に当たって配慮してほしい措置

(イ) 中学校として平常の学校生活において配慮している措置

イ 志願者及び保護者は希望する場合には、「学力検査等の際配慮を要する措置についての願」（様式18、以下「学力検査等の措置願」という。）を中学校長を経て高等学校長に提出することができる。

志願者及び保護者は、学力検査等の措置願を可能な限り出願日の1週間前までに中学校長に提出すること。「学力検査等の措置願」の提出を受けた中学校長は、「中学校として平常の学校生活において配慮している措置」についての副申（様式19）を添えて、志願先高等学校に出向き、「学力検査等の措置願」を提出するとともに、志願先高等学校長にあらかじめその事情を説明すること。

(2) 志願先高等学校長に係る事項

ア 中学校長から説明を受けた志願先高等学校長は、中学校長と、必要により志願者及び保護者、学級担任等を交え、学力検査等に特別な配慮を要する措置について協議を行うこと。

また、志願者及び保護者から協議に同席したい旨の希望が出された場合には、志願者及び保護者を交えて協議すること。

イ 志願先高等学校長は、特別な配慮を必要とする場合は、高校教育指導課長と協議の上、これを行うことができる。措置については公正さが保たれ、その実施に伴う負担が過重でないときにおいて行うこととする。

配慮できる措置については、志願先高等学校長は中学校長を経て志願者に通知すること。

（様式は定めない）

ウ 志願者から「学力検査等の措置願」が提出された場合には、これを選抜のための資料とする。ただし、提出されたことにより、差別的な取扱いをすることがないように十分に留意する。

(3) 願書記入上の留意点

「学力検査等の措置願」を提出した志願者の「入学願書」（様式5）の記入に当たっては、「学力検査等の際配慮を要する措置」欄に○を付すこと。

### 3 その他（怪我や病気等により学力検査等実施上の配慮が必要な場合）

(1) 志願者及び中学校長に係る事項

公立高等学校へ出願を希望しており、かつ、怪我や病気等があるために学力検査等の際に配慮を要すると考えられる生徒をもつ中学校長は、次の(ア)と(イ)の事項を記入した「怪我や病気等による学力検査等実施上の配慮について」（様式20）を整え、志願先高等学校に出向き、高等学校長に事情を説明すること。

様式20を作成するに当たっては、志願者及び保護者の要望を十分に聞くこと。

(ア) 事由（怪我や病気等の内容や程度など）

(イ) 学力検査等に当たって配慮してほしい措置

(2) 志願先高等学校長に係る事項

ア 中学校長から説明を受けた志願先高等学校長は、中学校長と、必要により志願者及び保護者、学級担任等を交え、学力検査等の際に必要な配慮について協議を行うこと。



イ 志願先高等学校長は、配慮を必要とする場合は、必要に応じて、高校教育指導課長と協議の上、これを行うことができる。配慮については公正さが保たれ、その実施に伴う負担が過重でないときにおいて行うこととする。

配慮できる事項については、志願先高等学校長は中学校長を経て志願者に通知すること。  
(様式は定めない)

## 第15 調査書、学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表作成要領

### 1 一般原則

中学校長は、調査書、学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表の作成に当たっては、その客観性と信頼性を高めるために、校長を委員長とする調査書等作成委員会を設け、厳正を期するとともに、保管についても適正に行うこと。

なお、その提出に際しては親展扱いとする。

### 2 調査書

#### (1) 一般的事項

- ① 黒ペン又は黒ボールペンなどの保存性の高い筆記具を用い、鮮明に記入する。なお、様式1をコピーしたものに記入したもの、又は、コンピュータなどにより作成したものも可とする。  
また、コピーしたものに公印を押印して提出してもよい。  
なお、記入責任者の印は省略することができる。
- ② 記入する数字は、すべて算用数字を用いる。
- ③ 記入上該当事項のない場合は、特に定めのある場合を除き空欄でよい。
- ④ 訂正の場合は、       を用い、欄外に「〇〇字訂正」と記し、公印を押印する。
- ⑤ 「志願先」は、中学校において記入する。「受検番号」は、高等学校で記入する。
- ⑥ 「第3学年 組 番」については、学習の記録等一覧表に記載した「学級名」、「番号」と同一のものを記入する。ただし、過年度卒業生については、空欄とする。
- ⑦ 「生徒氏名」は、ふりがなをつけること。なお、通称を用いてもよい。ただし、入学願書及び調査書の生徒氏名は、同一のものを記入する。
- ⑧ 「性別」は、男女の別を記入する。
- ⑨ 「生年月日」は、年月日を記入する。
- ⑩ 「卒業年月」は、年月を記入し、該当事項を○で囲む。
- ⑪ 最下段の欄には、「学校名」及び「校長氏名」を記入し、公印を押印する。「記入責任者氏名」は、学級担任の氏名を記入する（記入責任者の印は省略することができる）。
- ⑫ 過年度卒業生については、指導要録に基づいてその記載内容を適宜転記する。  
なお、卒業後5年を経過している場合は、提出する必要はない。その場合、出身中学校長の作成した卒業証明書を提出する。

#### (2) 各教科の学習の記録

##### ア 令和5年3月中学校卒業見込者の場合

- (ア) 「評定」は、各教科別に、第1学年、第2学年の評定及び第3学年の成績を5段階で評定欄に記入する。

その際、第1学年、第2学年の各教科の評定は、指導要録に記載されている評定とする。

第3学年の評定は、第1学期及び第2学期の成績によって判定する。ただし、2学期制をとる中学校の第3学年の成績については、「前期」の成績に可能な限り後期の成績を加えて判定する。

長期欠席の生徒で学習の評定ができない場合は、当該の評定欄に斜線を引き、「備考」に「長期欠席により評定不能」と記入する。

- (イ) 特別の教育課程により学習している生徒が受検する場合、当該教科の「評定」は、(ア)による5段階評定を評定欄に朱記する。5段階評定ができないときは、該当の評定欄に斜線を引き、「5 その他」欄に学習状況の概要を記入する。いずれの場合も、「備考」に「特別の教育課程」と記入する。

ただし、それ以外の教科の「評定」は、黒で記入する。

また、特別の教育課程により学習している教科の「評定」は、「学習の記録等学年内評価分布表」の「(1) 各教科の学習の記録」の「評定別」の人数には含めない。

- (ロ) 令和5年1月以降転入した生徒については、転入前の中学校の学習の記録による。第3学年の「評定」は、(ア)による5段階評定を評定欄に朱記する。

- (ハ) 県外及び海外の中学校等から出願する者（隣接県協定により出願する者を除く。）については、その都道府県等における評定を評定欄に朱記し、「備考」に10段階、5段階評定等の別を記入する。

(カ) 災害等やむを得ない事由で、所定の調査書を提出できない場合は、その事由を記して、これに代わる参考となる資料を提出することができる。

イ 過年度卒業生の場合

「評定」は、指導要録に記載されている各学年の評定を評定欄に朱記し、「備考」に「過年度卒」と記入する。

(3) 総合的な学習の時間の記録

第3学年の第1学期、第2学期の学習を中心に、学習の状況や成果などについての評価等を、簡潔に文章で記述する。

(4) 特別活動等の記録

〔学級活動〕

各学年で務めた委員（係）名を記入する。ただし、同一学年で2つ以上の委員（係）を務めた場合は、最もよく活動したものを1つ記入する。

〔生徒会活動〕

役員名、委員長名等について記入する。

〔学校行事〕

修学旅行、運動会、文化祭等において顕著な活動があった場合に、その項目について記入する。

〔その他〕

部活動及びその他の特別活動について、具体的な事項があれば記入する。

(5) 出欠の記録

ア 「欠席日数」は、指導要録に記載されている日数を記入する。なお、在籍する者の第3学年分については、第2学期までを記入する。ただし、2学期制をとる中学校については、12月末までを記入する。

イ 「欠席の主な理由」は、各学年ごとの「欠席日数」が10日以上のものについて、その主な理由を記入する。

(6) その他

特技、取得資格及びスポーツ活動・文化活動・ボランティア活動等について、特に顕著な具体的事項がある場合は、「5 その他」に記入する。

### 3 成績及び諸活動等の記録通知書

「成績及び諸活動等の記録通知書」（様式2）は、2に定めるところにより作成する。「成績及び諸活動等の記録通知書」の内容は、調査書の内容と同一とする。

### 4 「学習の記録等学年内評価分布表」及び「学習の記録等一覧表」

(1) 志願先高等学校長に提出する場合

ア 宛先は、「埼玉県立〇〇高等学校長」又は「〇〇市立〇〇高等学校長」とする。

イ 第3学年に在籍する者について作成する。

ウ 記入方法

(ア) 学習の記録等学年内評価分布表

(i) 「(1) 各教科の学習の記録」には、第3学年の各教科の評定別人数について記入する。

(ii) 特別の教育課程により学習した生徒が、高等学校又は高等専門学校を受検する場合、当該教科については、「(1) 各教科の学習の記録」の「評定」の人数に含めない。

(iii) 令和5年1月以降転入した生徒については、(1)の人数には含めない。

(iv) 令和5年1月以降転出した生徒については、(1)の人数に含めることができる。

(v) 「卒業見込生徒数」等の生徒数については、作成日現在で記入する。

(イ) 学習の記録等一覧表

(i) 「学習の記録等一覧表」は、学級ごとに記入する。

「( 枚中の )」には、学年全体の合計枚数と通し番号を記し、「学習の記録等学年内評価分布表」を付して1部提出する。

なお、特別支援学級をおく中学校の「学習の記録等学年内評価分布表」及び「学習の記録等一覧表」の記入については、32ページを参照すること。

(ii) 「番号」は、学級ごとに空欄をつくらず指導要録の番号順に、続けて記入する。（調査書に記載した「番号」と同一のものを記入する。）

- (iii) 「性別」は、男女の別を記入する。
  - (iv) 長期欠席の生徒で学習の評定ができない場合は、当該の評定欄に斜線を引き、「備考」に「長期欠席により評定不能」と記入する。
  - (v) 特別支援学級に在籍し、高等学校又は高等専門学校を受検する生徒については、指導要録の番号順に記入する。特別の教育課程により学習している教科の「評定」は、2(2)ア(7)による5段階評定を評定欄に朱記する。5段階評定ができないときは、該当の評定欄に斜線を引く。いずれの場合も、「備考」に「特別の教育課程」と記入する。  
ただし、それ以外の教科の「評定」は、黒で記入する。
  - (vi) 令和5年1月以降転入した生徒については、「備考」に転入年月日を記入する。
  - (vii) 令和5年1月以降転出した生徒については、「備考」に転出年月日を記入する。
  - (viii) 「記入責任者氏名」は、学級担任氏名を記入する。
- (2) 埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課長に提出する場合
- ア 宛先は、「埼玉県教育委員会教育長」とする。
  - イ 記載内容は、志願先高等学校長に提出するものと同一のものとする。
- (3) その他
- ア 用紙はA4判とし、左綴じ(2ヶ所)にして提出する。
  - イ 隣接県の隣接学区以外の県外中学校等及び海外の日本人学校等からの出願の場合は、提出する必要はない。
- (4) 提出期間及び受付時間
- 一般募集、帰国生徒特別選抜による募集、外国人特別選抜による募集については第3の3(2)イ(6ページ)による。欠員補充については第10の4(23ページ)による。
- 志願先変更があったときは、出身中学校長は新たに出願した高等学校長に速やかに提出する。ただし、既に提出している高等学校の同一の課程に対しては、改めて提出する必要はない。

## 5 特別支援学級を置く中学校の学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表の取扱い

- (1) 学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表の作成における特別支援学級の定義
- 学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表における特別支援学級とは、「特別の教育課程により、授業時間のほとんどを特別支援学級において学習している場合」をいう。
- (2) 特別支援学級の生徒の取扱いについて
- ア 特別支援学級に在籍する生徒が受検する場合  
高等学校又は高等専門学校を受検する生徒のみ、学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表に記載する。  
学習の記録等一覧表については、指導要録の番号順に記入する。特別の教育課程により学習している教科の「評定」は、2(2)ア(7)による5段階評定を評定欄に朱記する。5段階評定ができないときは、該当の評定欄に斜線を引く。いずれの場合も、「備考」に「特別の教育課程」と記入する。  
ただし、それ以外の教科の「評定」は、黒で記入する。  
特別の教育課程により学習している教科については、学習の記録等学年内評価分布表の「(1)各教科の学習の記録」の「評定別」の人数に含めない。
  - イ 特別支援学級に在籍する生徒が受検しない場合  
高等学校又は高等専門学校を受検しない生徒は、学習の記録等学年内評価分布表の(1)及び学習の記録等一覧表には記載しない。

## 第16 諸様式

(様式1)

# 令和5年度入学志願者調査書

(様式2)

## 成績及び諸活動等の記録通知書

志願先	高等学校	受検番号
-----	------	------

第3学年		組	番	ふりがな 生徒氏名						
性別		生年月日	平成	年	月	日生	卒業年月 平成	卒業 年	月	卒業見込 令和
1 各 教 科 の 学 習 の 記 録	教	評定			2		総合的な学習 の時間の記録			
	科	1年	2年	3年						
	国語				3 特 別 活 動 等 の 記 録	学級活動	1年			
	社会					2年				
	数学					3年				
	理科					生徒会活動				
	音楽					学校行事				
	美術					その他				
	保健体育 技術・家庭									
	外国語				4 出欠の 記録	学年	欠席日数	欠席の主な理由		
	合 計					1				
						2				
備 考				5 そ の 他	3					

令和5年度埼玉県公立高等学校入学者選抜のために作成した調査書の内容は、上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

学校名

校長氏名

印

記入責任者

氏名

\*様式1として利用するときは、「成績及び諸活動等の記録通知書」及び下段の「令和5年度・・・調査書の内容は、」を  
===== で消すこと。また、様式2として利用するときは、「令和5年度入学志願者調査書」を ===== で消すこと。

(様式3)

親 中第 号  
令和 年 月 日

埼玉県教育委員会教育長  
様  
高等学校長

中学校名 \_\_\_\_\_

校長氏名 \_\_\_\_\_ 印

令和5年度埼玉県公立高等学校入学者選抜における学習の記録等学年内  
評価分布表及び学習の記録等一覧表について（報告）

このことについて、下記のとおり報告します。

記

I 学習の記録等学年内評価分布表

(1) 各教科の学習の記録																																																																																																																								
教科 評定別	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語																																																																																																															
	5	人数											割合(%)										4	人数											割合(%)										3	人数											割合(%)										2	人数											割合(%)										1	人数											割合(%)										人数合計									
	割合(%)										4	人数											割合(%)										3	人数											割合(%)										2	人数											割合(%)										1	人数											割合(%)										人数合計																					
4	人数											割合(%)										3	人数											割合(%)										2	人数											割合(%)										1	人数											割合(%)										人数合計																																
	割合(%)										3	人数											割合(%)										2	人数											割合(%)										1	人数											割合(%)										人数合計																																											
3	人数											割合(%)										2	人数											割合(%)										1	人数											割合(%)										人数合計																																																						
	割合(%)										2	人数											割合(%)										1	人数											割合(%)										人数合計																																																																	
2	人数											割合(%)										1	人数											割合(%)										人数合計																																																																												
	割合(%)										1	人数											割合(%)										人数合計																																																																																							
1	人数											割合(%)										人数合計																																																																																																		
	割合(%)										人数合計																																																																																																													
人数合計																																																																																																																								

備考 割合(%)は、小数第一位を四捨五入する。  
割合(%)の計が100とならない場合もある。

(2) 卒業見込生徒数	
特別支援学級以外の学級の生徒数	a
特別支援学級の生徒数	b
卒業見込生徒数	a + b







○ 出願する際の注意事項

1 入学願書記入上の注意事項

- (1) 志願者は、黒ペン又は黒ボールペンなど保存性の高い筆記具を用い、太線内を記入する。
- (2) 志願者は、黒ペン又は黒ボールペンなど保存性の高い筆記具を用い、太線内を記入する。
- (3) 保護者は、保護者欄を記入する。
- (4) 様式上部にある、「一般募集等」を、「欠員補充及び秋季募集」に出願するときは「欠員補充」「秋季募集」を○で囲む。
- (5) 【全・定】、出身校欄の「卒業・卒業見込」及び編入生徒特別選抜による募集への応募資格証明欄の「入学・転入学・編入学」は、該当するものを○で囲む。
- (6) 生年月日は、該当する元号を○で囲む。
- (7) 出身校欄の卒業年の元号が、「平成」以前の場合は、「令和」を二重線で消し、該当する元号を記入する。
- (8) 現住所欄は、出願時のものを記入する（県外、海外からの出願の際も出願時の住所を記入する）。
- (9) 志願者欄の電話番号は、令和5年3月卒業見込の者は記入しない。
- (10) ＊欄は、定時制の志願者のみが記入する。勤務先が未定の場合は、「未定」と記入する。
- (11) 保護者欄の電話番号は、緊急時に保護者へ連絡をとる際、連絡がつくと思われる番号を記入する。（複数可）
- (12) 特別選抜に関する申告欄は、該当する特別選抜に出願する場合、該当する欄に○を付す。

ア 県立大宮光陵高等学校音楽科を志願する場合

- (7) ピアノ、管楽器、弦楽器、打楽器及び声楽から一つを選択し記入する。なお、管楽器、弦楽器、打楽器を選択した者は、楽器名を（ ）を付けて記入する。
- (4) 実技検査のとき使用する楽譜は、入学願書と併せて出願時に提出する。

イ 県立伏松高等学校音楽科を志願する場合

- (7) ピアノ、管楽器、弦楽器、打楽器及び声楽から一つを選択し記入する。なお、管楽器、弦楽器、打楽器を選択した者は、楽器名を（ ）を付けて記入する。また、声楽を選択した者は、「歌曲独唱」または「ミュージカル作品の独唱と身体表現」のいずれかを（ ）を付けて記入する。
- (4) 実技検査のとき使用する楽譜は、入学願書と併せて出願時に提出する。

ウ 県立芸術総合高等学校を志願する場合

- (7) 音楽科を志願する場合はピアノ、管楽器、弦楽器、打楽器及び声楽から一つを選択し記入する。なお、管楽器、弦楽器、打楽器を選択した者は、楽器名を（ ）を付けて記入する。
- (4) 音楽科を志願する場合は、実技検査のとき使用する楽譜を、入学願書と併せて出願時に提出する。
- (6) 舞台芸術科を志願する場合は、演劇表現、舞踊表現から一つを選択し記入する。なお、舞踊表現を選択した者は、舞踊の内容を（ ）を付けて記入する。（例）舞踊表現（①バレエ）

エ 体育科、スポーツサイエンス科及び普通科の体育コースを志願する場合

- 実施要項 P.11～P.12 にある各コースの実技検査のイ 技能に関する検査種目から選択し、例にならって記入する。
- (例) ①④跳び箱、②⑦バレーボール

オ 県立伊奈学園総合高等学校スポーツ科学系、芸術系を志願する場合

- (7) 「スポーツ科学系」の場合は、実施要項 P.13 にあるスポーツ科学系の技能に関する検査種目から選択し、例にならって記入する。（例）①④跳び箱、②⑦バレーボール
- (4) 「芸術系」の場合は、「音楽、美術、工芸、書道」から一つを選択し記入する。音楽を志願した者は、音楽、ピアノ、管楽器、弦楽器、打楽器のいずれかを（ ）を付けて記入する。なお、音楽のうち声楽で受検する者は、実技検査のとき使用する楽譜を、入学願書と併せて出願時に提出する。

- (13) 第2志望に関する申告欄は、第2志望又は第2志望に準ずる志望を認める学校を志望する場合に記入する。第2志望等を希望する場合は「あり」の欄に○を付し、志望する学科（系・コース・部）名を記入する。第2志望等を希望しない場合は「なし」の欄に○を付す。

- (14) 学力検査の際、配慮を要する措置による受検を希望する場合は、該当する欄に○を付す。

- (15) 入学願書を作成した日付を、右下の記入欄に記入する。

- (16) 入学願書の様式(様式5)をコピーしたものに記入して提出しても差し支えない。

2 受検票記入上の注意

- (1) 志願者は、太線内を記入し、切り取って提出する。その他は、志願先高等学校が記入する。
- (2) 一般募集等において、郵送による出願をする場合に、返信先の「郵便番号」「住所」「氏名」を記入し、223円分（通常はがき63円＋特定記録郵便160円）の切手を貼ること。
- (3) 定時制の課程における特別募集の志願者は、備考欄の所定の枠内に写真（縦4cm×横3cm）を貼付する。

- (4) 一般募集等において、受検票を速達で返信することを希望する場合は、必要額の切手を貼り、速達であることを

- (5) 受検票の様式(様式5-2)をコピーしたものに記入し、はがきの裏面に貼付して入学願書とともに提出しても差し支えない。その場合、送付先は、表面上側1/2程度の部分に記入し、下側はあけておくこと。

＊ 入学願書及び受検票を誤って記入した場合、二重線で消し、訂正すること。

----- 切り取って提出すること -----

受 検 票

(様式5-2)

受検番号	※
ふりがな	
氏名	
出身校	立 中学校
検査会場	
志願先高等学校名・校長氏名	
印	
備考	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">                     定時制の特別募集の志願者のみ、写真を貼る。                      (受検票記入上の注意の2(3)を参照すること)                      (縦4cm×横3cm)                 </div>

検査日等の携行品

受検票、鉛筆、消しゴム、三角定規、コンパス、上ばさき、志願先高等学校長の指示するもの

郵便はがき

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

223 円分の切手を貼ること

※速達を希望する場合は別途追加すること

特定記録

(住所)

\_\_\_\_\_

(氏名)

\_\_\_\_\_様

### 3 入学選考手数料

(1) 県立高等学校について

埼玉県収入証紙を入学願書の所定の位置に貼る。(全日制 2,200 円、定時制 950 円)  
なお、入学願書に貼付する埼玉県収入証紙は、県税事務所等の県の機関、各市町村役場(さいたま市を除く)、埼玉県内の埼玉りそな銀行本支店、県内の一部のコンビニエンスストア等で購入できる。

参考：出納総務課のホームページ (収入証紙販売場所一覧の掲載)

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1201/shoushi/index.html>

※「収入印紙」と間違えないように注意する。

(2) 市立高等学校について

以下のとおりとする。

設置者	学校名	注意事項
さいたま市	市立浦和	所定用紙により、指定の金融機関で納付する。 ただし、窓口出願の場合は、現金での納付可。
	浦和南	
	大宮北	
川口市	川口市立	原則、電子収納により納付する。
		全日制 2,200 円
		所定用紙により、指定の金融機関で納付する。
川越市	市立川越	定時制 950 円
		所定用紙により、指定の金融機関で納付する。
		全日制 2,200 円

※ 受領済印が押印された所定用紙を「入学願書」の裏面に貼付すること。



(様式7)

## 選 抜 結 果 通 知 書

受 検 番 号 \_\_\_\_\_

出身中学校名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

あなたは、選抜の結果、本校\_\_\_\_\_制の課程\_\_\_\_\_科(系) ( )の  
入学許可候補者となったことを通知します。

令和5年 月 日

高等学校名 \_\_\_\_\_

校長氏名 \_\_\_\_\_ 印

(様式 8)

志 願 先 変 更 願

令和 5 年 月 日

(宛先)

\_\_\_\_\_ 高等学校長

課 程 名 \_\_\_\_\_ の課程

志 望 学 科 等 名 \_\_\_\_\_ 科  
(系・コース・部)

第 2 志望等の学科等名 \_\_\_\_\_ 科  
(系・コース・部)

受 検 番 号 \_\_\_\_\_

本 人 氏 名 \_\_\_\_\_

保 護 者 氏 名 (自署) \_\_\_\_\_

私は、都合により下記のとおり志願先を変更したいので、志願先変更証明書を交付くださるようお願いします。

志願先変更先高等学校名等

\_\_\_\_\_ 高等学校 \_\_\_\_\_ の課程 \_\_\_\_\_ 科 (系・コース・部)

[第 2 志望等の志願先変更先学科等 \_\_\_\_\_ 科 (系・コース・部)]

上記のことを了承しています。

中学校名 \_\_\_\_\_

校長氏名 \_\_\_\_\_ 印

※ 受付年月日 令和 5 年 月 日

備考 1 ※欄は、志願先高等学校において記入する。

2 「課程名」は、「全日制」又は「定時制」と記入し、「志望学科等名」は、普通科は「普通」、普通科のコースにあつては「コース名」、総合学科は「総合学」、専門教育を主とする学科にあつては「園芸」、「機械」などと記入する。県立いすみ高等学校にあつては「生物」又は「環境」、県立皆野高等学校にあつては「商業」と記入し、系を○で囲む。県立伊奈学園総合高等学校にあつては「普通学」、「スポーツ科学」又は「芸術( )」と記入し、系を○で囲む。なお、芸術系の( )内には、音楽、美術、工芸、書道のいずれかを記入する。県立戸田翔陽高等学校、県立狭山緑陽高等学校、県立吹上秋桜高等学校及び県立吉川美南高等学校(定時制)にあつては「I」「II」など、県立羽生高等学校にあつては「昼間」などと記入し、部を○で囲む。

(様式 9)

No. \_\_\_\_\_

志 願 先 変 更 証 明 書

令和 5 年 月 日

\_\_\_\_\_ 高等学校長 様

出身中学校名 \_\_\_\_\_

志 願 者 氏 名 \_\_\_\_\_

本校 \_\_\_\_\_ の課程に出願していた上記の者は、本人の都合により、貴校へ志願先を変更した者であり、かつ、（ ）立高等学校入学選考手数料を納付していることを証明します。

高等学校名 \_\_\_\_\_

校 長 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

※ 受付年月日 令和 5 年 月 日

- 備考 1 ※欄は、志願先高等学校において記入する。  
2 「課程名」は、「全日制」又は「定時制」と記入する。  
3 ( ) は、「埼玉県、さいたま市、川口市、川越市」のいずれかを記入する。

(様式 10)

志 願 取 消 届

令和5年 月 日

(宛先)

\_\_\_\_\_高等学校長

課 程 名 \_\_\_\_\_の課程

志 望 学 科 等 名 \_\_\_\_\_科  
(系・コース・部)

受 検 番 号 \_\_\_\_\_

本 人 氏 名 \_\_\_\_\_

保 護 者 氏 名 (自 署) \_\_\_\_\_

私は、都合により志願の取消しをしたいので、お届けします。

上記のことを了承しています。

中学校名 \_\_\_\_\_

校長氏名 \_\_\_\_\_ 印

※ 受付年月日 令和5年 月 日

備考1 ※欄は、志願先高等学校において記入する。

2 「課程名」は、「全日制」又は「定時制」と記入し、「志望学科等名」は、普通科は「普通」、普通科のコースにあつては「コース名」、総合学科は「総合学」、専門教育を主とする学科にあつては「園芸」、「機械」などと記入する。県立いずみ高等学校にあつては「生物」又は「環境」、県立皆野高等学校にあつては「商業」と記入し、系を○で囲む。県立伊奈学園総合高等学校にあつては「普通学」、「スポーツ科学」又は「芸術（ ）」と記入し、系を○で囲む。なお、芸術系の（ ）内には、音楽、美術、工芸、書道のいずれかを記入する。県立戸田翔陽高等学校、県立狭山緑陽高等学校、県立吹上秋桜高等学校及び県立吉川美南高等学校（定時制）にあつては「I」「II」など、県立羽生高等学校にあつては「昼間」などと記入し、部を○で囲む。



(様式 11)

## 志願理由書（定時制の課程における特別募集）

令和 5 年 月 日

(宛先)

\_\_\_\_\_ 高等学校長

氏 名 \_\_\_\_\_

下記の理由により、貴校定時制の課程（ \_\_\_\_\_ 科・部）に、特別募集による入学を  
志願します。

記

本人記入欄（直筆のこと）

特別募集を志願した理由

.....

.....

.....

.....

.....

.....

備考（ \_\_\_\_\_ 科・部）については、学科名等を記入し該当するものを○で囲む。

(様式 12) (隣接県の隣接学区からの出願用)

証 明 書

令和 5 年 月 日

\_\_\_\_\_ 高等学校長 様

\_\_\_\_\_ 県 \_\_\_\_\_ 市  
\_\_\_\_\_ 町 \_\_\_\_\_ 村 立 \_\_\_\_\_ 中学校

校長氏名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 ( )

下記の者は、令和 5 年度公立高等学校の入学志願に当たっては、埼玉県以外の公立高等学校に出願しないことを証明します。

記

志願者の氏名 \_\_\_\_\_

生 年 月 日 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 生

(様式 13)

## 海外在住状況説明書

令和5年 月 日

(宛先)

\_\_\_\_\_ 高等学校長

本人氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名(自署) \_\_\_\_\_

下記の記載事項は事実と相違ありません。

### 記

- 1 海外在住地(国名) \_\_\_\_\_
- 2 出 国 年 月      平成・令和 \_\_\_\_\_ 年 月
- 3 帰 国 年 月      平成・令和 \_\_\_\_\_ 年 月 } (注1)
- 4 海外在住期間      \_\_\_\_\_ 年 月
- 5 出国前、海外在住中及び帰国後の教育歴

学 校 名	所在地(国名・都市名)	期 間
		年 月 ~ 年 月
		年 月 ~ 年 月
		年 月 ~ 年 月
		年 月 ~ 年 月
		年 月 ~ 年 月
備 考		

(注1) 出国年月または帰国年月は、該当する元号を○で囲む。

(注2) 備考には、特に参考となることがあれば記入する。

(様式 14)

## 帰国生徒特別選抜証明書

令和5年 月 日

受検番号 \_\_\_\_\_

出身中学校名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

上記の者は、帰国生徒特別選抜により出願した者であることを証明します。

高等学校名 \_\_\_\_\_

校長氏名 \_\_\_\_\_ 印

(様式 15)

## 外国人特別選抜適用申請書

令和5年 月 日

(宛先)

県立\_\_\_\_\_高等学校長

本人氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名(自署) \_\_\_\_\_

下記の事項に基づき、外国人特別選抜の適用を申請します。

### 記

- 1 入国年月日 年 月 日
- 2 入国後の編入学校名(編入学年) ( )
- 3 入国前、入国後の教育歴

学 校 名	所在地(国名・都市名)	期 間
		年 月 ~ 年 月
		年 月 ~ 年 月
		年 月 ~ 年 月
		年 月 ~ 年 月
		年 月 ~ 年 月
		年 月 ~ 年 月
		年 月 ~ 年 月

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

中学校名 \_\_\_\_\_

校長氏名 \_\_\_\_\_ 印

(様式 16)

<b>追 査 受 検 願</b>	
令和5年 月 日	
_____高等学校長 様	
中学校名 _____	
校長氏名 _____ <input type="checkbox"/>	
貴校を志願している本校生徒（卒業生）について、下記の事由により追検査の受検をさせていただきますようお願いいたします。	
志願者	
受検番号	_____
志願者氏名	_____
志願先	
_____高等学校	_____の課程 _____科（系・コース・部）
事由	

備考 1 事由の欄は、学力検査を受検できなかった事由を具体的に記入すること。

2 志願先高等学校の課程は、「全日制」又は「定時制」と記入し、学科等は、普通科は「普通」、普通科のコースにあつては「コース名」、総合学科は「総合学」、専門教育を主とする学科にあつては「園芸」、「機械」などと記入する。県立いずみ高等学校にあつては「生物」又は「環境」、県立皆野高等学校にあつては「商業」と記入し、系を○で囲む。県立伊奈学園総合高等学校にあつては「普通学」、「スポーツ科学」又は「芸術（ ）」と記入し、系を○で囲む。なお、芸術系の（ ）内には、音楽、美術、工芸、書道のいずれかを記入する。県立戸田翔陽高等学校、県立狭山緑陽高等学校、県立吹上秋桜高等学校及び県立吉川美南高等学校（定時制）にあつては「Ⅰ」「Ⅱ」など、県立羽生高等学校にあつては「昼間」などと記入し、部を○で囲む。

(様式 17)

## 追 検 査 受 検 承 認 証

令和5年 月 日

中学校長 様

高等学校名 \_\_\_\_\_

校長氏名 \_\_\_\_\_ 印

下記の者の、追検査の受検を承認します。

記

受 検 番 号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

(以下を切り取り受検生に渡してください)

## 追 検 査 受 検 承 認 証 (本人用)

受 検 番 号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

出身中学校名 \_\_\_\_\_

上記の者の、追検査の受検を承認します。

高等学校名 \_\_\_\_\_

校長氏名 \_\_\_\_\_ 印

(備考)

- \* 追検査受検承認証(本人用)と受検票を追検査当日に持参すること。
- \* その他携行品については学力検査と同様である。

(様式 18)

## 学力検査等の際配慮を要する措置についての願

令和 年 月 日

中学校長 様

志願者氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_

令和5年度 高等学校の入学者選抜学力検査の受検に当たって、障害のある志願者に対する配慮事項及び配慮が必要なため、「学力検査等の際配慮を要する措置についての願」を提出しますので、当該高等学校長に送付してください。

○学力検査等に当たって配慮してほしい措置

○障害があることによって生じる事柄など

○学校・学科等志願の理由、高校生活への抱負など

可能な限り出願日の1週間前までに、中学校長に提出してください。



(様式 19)

令和 年 月 日  
第 号

高等学校長 様

学 校 名

校長氏名



令和5年度埼玉県公立高等学校入学者選抜における「学力検査等の際配慮を要する措置についての願」の提出について（副申）

標記の件について、本校を 年 月卒業・卒業見込の 及びその保護者から、別添の「学力検査等の際配慮を要する措置についての願」が提出されたので、下記の副申を添えて提出します。

記

中学校として平常の学校生活において配慮している措置

(様式 20)

第 号 令和 年 月 日
高等学校長 様
学 校 名
校長氏名
印
怪我や病気等による学力検査等実施上の配慮について
貴校を志願している本校生徒（卒業生）について、下記の事由により学力検査等を実施する際に配慮していただくようお願いします。
記
志願者
氏名 _____
事由
学力検査等に当たって配慮してほしい措置

備考 事由については、怪我や病気等の内容や程度などを記入すること。

(様式 21)

送 付 票

令和 5 年 月 日

\_\_\_\_\_ 高等学校長 様

中学校名 \_\_\_\_\_  
校長氏名 \_\_\_\_\_

貴校 \_\_\_\_\_ の課程 \_\_\_\_\_ 科 (系・コース・部) を志願している本校生徒について、  
下記の資料を提出します。

記

□ 入学願書・受検票・調査書

志願者氏名	備考	志願者氏名	備考
1		11	
2		12	
3		13	
4		14	
5		15	
6		16	
7		17	
8		18	
9		19	
10		20	

※ 備考には、帰国生徒特別選抜による募集に係る「海外在住状況説明書」等、**入学願書・受検票・調査書以外の提出書類**がある場合、その書類名を記入する。

※ **送付票は課程、科別に作成する。**

※ 課程名は、「全日制」又は「定時制」を記入し、学科等は、普通科は「普通」、普通科のコースにあっては「コース名」、総合学科は「総合学」、専門教育を主とする学科にあっては「園芸」、「機械」などと記入する。県立いすみ高等学校にあっては「生物」又は「環境」、県立皆野高等学校にあっては「商業」と記入し、系を○で囲む。県立伊奈学園総合高等学校にあっては「普通学」、「スポーツ科学」又は「芸術（ ）」と記入し、系を○で囲む。なお、芸術系の（ ）内には、音楽、美術、工芸、書道のいずれかを記入する。県立戸田翔陽高等学校、県立狭山緑陽高等学校、県立吹上秋桜高等学校及び県立吉川美南高等学校（定時制）にあっては「Ⅰ」「Ⅱ」など、県立羽生高等学校にあっては「昼間」などと記入し、部を○で囲む。

※ 志願者が20名を超える場合は、送付票を複数枚作成する。このとき、志願者氏名欄にある通し番号は21からとなるよう、修正して使用する。

※ 上記提出書類のうち、県立春日部高等学校（全日制的課程）においては受検票を、川口市立高等学校（全日制的課程）においては入学願書・受検票を \_\_\_\_\_ で消すこと。

(様式 22)

受 領 書 (高等学校控)

令和5年 月 日

\_\_\_\_\_中学校長 様

高等学校名 \_\_\_\_\_

校長氏名 \_\_\_\_\_

下記について受領しました。

記

一般募集 \_\_\_\_\_人

(高等学校が切り取って下部を手渡す)

.....

受 領 書

令和5年 月 日

\_\_\_\_\_中学校長 様

高等学校名 \_\_\_\_\_

校長氏名 \_\_\_\_\_

下記について受領しました。

記

一般募集 \_\_\_\_\_人

(様式 23)

## 追 検 査 受 検 者 個 人 カ ー ド

令和5年3月 日

(宛先)

\_\_\_\_\_高等学校長

受 検 者 氏 名 \_\_\_\_\_

保 護 者 氏 名 ( 自 署 ) \_\_\_\_\_

下記のとおり、追検査入学許可候補者発表日当日の連絡先等を提出します。

記

受検番号	氏名	生年月日	年 月 日	
出身 中学校	立 中学校	中学校 電話番号		
電話番号	連絡先1		続柄	
	連絡先2		続柄	

連絡先は、受検生本人またはその保護者を記入すること。(複数記入可)

- 追検査当日に持参してください。
- 3月8日午前9時以降、志願先高校から指定の電話番号に連絡し、選抜結果を伝えます。  
その際、上記記載の受検番号、氏名、生年月日等を用いて、本人確認をします。
- 提出いただいた連絡先等は、追検査に係る用務以外で使用しません。
- 追検査入学許可候補者の発表の際、指定の電話番号につながらない場合は、出身中学校に連絡する場合があります。

〔別表1〕 学科・コース別高等学校

※ 学科、コース等については、令和5年度に募集するものです。

I 全日制の課程  
1 普通科（102校）

上尾	共	春日部東	共	狭山清陵	共	深谷第一	共
上尾鷹の台	共	川口	共	志木	共	富士見	共
上尾橋	共	川口北	共	庄和	共	ふじみ野	共
上尾南	共	川口青陵	共	白岡	共	不動岡	共
朝霞	共	川口東	共	杉戸	共	本庄	共
朝霞西	共	川越	男	草加	共	松伏	共
伊奈学園総合	共	川越女子	女	草加西	共	松山	男
入間向陽	共	川越西	共	草加東	共	松山女子	女
岩槻	共	川越初雁	共	草加南	共	三郷	共
岩槻北陵	共	川越南	共	秩父	共	三郷北	共
浦和	男	北本	共	鶴ヶ島清風	共	宮代	共
浦和北	共	久喜	女	所沢	共	妻沼	共
浦和第一女子	女	熊谷	男	所沢北	共	八潮	共
浦和西	共	熊谷女子	女	所沢中央	共	八潮南	共
浦和東	共	熊谷西	共	所沢西	共	与野	共
大宮	共	栗橋北彩	共	豊岡	共	和光	共
大宮光陵	共	鴻巣	共	南稜	共	和光国際	共
大宮東	共	鴻巣女子	女	新座	共	鷲宮	共
大宮南	共	越ヶ谷	共	新座柳瀬	共	蕨	共
大宮武蔵野	共	越谷北	共	蓮田松韻	共	川口市立	共
小川	共	越谷西	共	鳩ヶ谷	共	市立川越	共
桶川	共	越谷東	共	鳩山	共	市立浦和	共
桶川西	共	越谷南	共	羽生第一	共	市立浦和南	共
越生	共	児玉新校（仮称）	共	飯能新校（仮称）	共	市立大宮北	共
春日部	男	坂戸	共	日高	共		
春日部女子	女	坂戸西	共	深谷	共		

※ 「飯能新校（仮称）」及び「児玉新校（仮称）」については、同要項の公表時点（7月1日）で校名が確定していないため、仮称としています。

## 2 普通科（コース） （5校）

大宮光陵	共	外国語コース
日高	共	情報コース
松伏	共	情報ビジネスコース
八潮	共	体育コース
川口市立	共	スポーツ科学コース

## 3 県立伊奈学園総合高等学校における学系（1の再掲）

伊奈学園総合	共	普通学系（人文、理数、語学、生活科学、情報経営）、 スポーツ科学系、芸術系（音楽、美術、工芸、書道）
--------	---	---

## 4 農業に関する学科 （7校）

いずみ	共	生物系（生物生産、生物サイエンス、生物資源化学）、 環境系（環境デザイン）
熊谷農業	共	食品科学、生物生産工学、生活技術、生物生産技術
児玉新校（仮称）	共	生物資源、環境デザイン
杉戸農業	共	生物生産技術、園芸、造園、食品流通、生活技術、生物生産工学
秩父農工科学	共	農業、食品化学、森林科学
鳩ヶ谷	共	園芸デザイン
羽生実業	共	園芸、農業経済

## 5 工業に関する学科 （15校）

いずみ	共	環境系（環境サイエンス、環境建設）
浦和工業	共	電気、機械、設備システム、情報技術
大宮工業	共	機械、電気、建築、電子機械
春日部工業	共	機械、建築、電気
川口工業	共	機械、電気、情報通信
川越工業	共	デザイン、建築、機械、電気、化学
久喜工業	共	電気、工業化学、機械、環境科学、情報技術
熊谷工業	共	電気、建築、土木、機械、情報技術
越谷総合技術	共	電子機械、情報技術
児玉新校（仮称）	共	機械、電子機械
狭山工業	共	機械、電気、電子機械
進修館	共	電気システム、情報メディア、ものづくり
秩父農工科学	共	電気システム、機械システム
新座総合技術	共	電子機械、情報技術、デザイン
三郷工業技術	共	機械、電子機械、電気、情報技術、情報電子

6 商業に関する学科 (17校)

上尾	共	商業
岩槻商業	共	商業、情報処理
浦和商業	共	商業、情報処理
大宮商業	共	商業
熊谷商業	共	総合ビジネス
鴻巣	共	商業
越谷総合技術	共	流通経済、情報処理
狭山経済	共	流通経済、会計、情報処理
所沢商業	共	情報処理、国際流通、ビジネス会計
新座総合技術	共	総合ビジネス
鳩ヶ谷	共	情報処理
鳩山	共	情報管理
羽生実業	共	商業、情報処理
深谷商業	共	商業、会計、情報処理
皆野	共	商業系(商業、情報処理)
八潮南	共	商業、情報処理
市立川越	共	情報処理、国際経済

7 家庭に関する学科 (4校)

鴻巣女子	女	保育、家政科学
越谷総合技術	共	服飾デザイン、食物調理
秩父農工科学	共	ライフデザイン、フードデザイン
新座総合技術	共	服飾デザイン、食物調理

8 看護に関する学科 (1校)

常盤	共	看護
----	---	----

9 外国語に関する学科 (7校)

春日部女子	女	外国語
越谷南	共	外国語
坂戸	共	外国語
草加南	共	外国語
南稜	共	外国語
和光国際	共	外国語
蕨	共	外国語



10 美術に関する学科 (3校)

大宮光陵	共	美術
越生	共	美術
芸術総合	共	美術

11 音楽に関する学科 (3校)

大宮光陵	共	音楽
芸術総合	共	音楽
松伏	共	音楽

12 書道に関する学科 (1校)

大宮光陵	共	書道
------	---	----

13 体育に関する学科 (2校)

大宮東	共	体育
ふじみ野	共	スポーツサイエンス

14 理数に関する学科 (7校)

大宮	共	理数
熊谷西	共	理数
越谷北	共	理数
所沢北	共	理数
松山	男	理数
川口市立	共	理数
市立大宮北	共	理数

15 福祉に関する学科 (1校)

誠和福祉	共	福祉
------	---	----

16 人文に関する学科 (1校)

春日部東	共	人文
------	---	----

17 国際文化に関する学科 (1校)

岩槻	共	国際文化
----	---	------

18 映像芸術に関する学科 (1校)

芸術総合	共	映像芸術
------	---	------

19 舞台芸術に関する学科 (1校)

芸術総合	共	舞台芸術
------	---	------

20 総合学科 (9校)

小鹿野	共	幸手桜	共	誠和福祉	共	吉川美南	共
川越総合	共	進修館	共	滑川総合	共	寄居城北	共
久喜北陽	共						

【参考】単位制高等学校 (再掲) (28校)

上尾鷹の台	共	普通
朝霞	共	普通
浦和	男	普通
浦和北	共	普通
川越	男	普通
栗橋北彩	共	普通
熊谷	男	普通
越ヶ谷	共	普通
坂戸西	共	普通
鶴ヶ島清風	共	普通
新座柳瀬	共	普通
豊岡	共	普通
蓮田松韻	共	普通
飯能新校 (仮称)	共	普通
不動岡	共	普通
本庄	共	普通
芸術総合	共	美術、音楽、映像芸術、舞台芸術
小鹿野	共	総合
川越総合	共	総合
久喜北陽	共	総合
幸手桜	共	総合
進修館	共	総合
誠和福祉	共	総合、福祉
滑川総合	共	総合
吉川美南	共	総合
寄居城北	共	総合
市立浦和南	共	普通
川口市立	共	普通、スポーツ科学コース、理数

Ⅱ 定時制の課程

1 普通科 (17校)

上尾	共	大宮中央	共	熊谷	共	羽生	(昼間)	共
朝霞	共	小川	共	越ヶ谷	共		(夜間)	共
浦和	男	春日部	共	秩父農工科学	共	飯能新校 (仮称)		共
浦和第一女子	女	川越工業	共	所沢	共	本庄		共
大宮商業	共	久喜	共					

2 工業に関する学科 (3校)

大宮工業	共	工業技術
川口工業	共	工業技術
川越工業	共	工業技術

3 商業に関する学科 (1校)

大宮商業	共	商業
------	---	----

4 総合学科 (5校)

狭山緑陽	共	総合 (I部・II部)
戸田翔陽	共	総合 (I部・II部・III部)
吹上秋桜	共	総合 (I部・II部)
吉川美南	共	総合 (I部・II部)
川口市立	共	総合

【参考】単位制高等学校 (再掲) (10校)

大宮中央	共	普通
羽生	共	普通
川越工業	共	普通、工業技術
大宮工業	共	工業技術
川口工業	共	工業技術
狭山緑陽	共	総合 (I部・II部)
戸田翔陽	共	総合 (I部・II部・III部)
吹上秋桜	共	総合 (I部・II部)
吉川美南	共	総合 (I部・II部)
川口市立	共	総合

〔別表2〕 実技検査を実施する高等学校（8校）

伊奈学園総合	共	スポーツ科学系、芸術系
大宮光陵	共	美術、音楽、書道
大宮東	共	体育
越生	共	美術
芸術総合	共	美術、音楽、映像芸術、舞台芸術
ふじみ野	共	スポーツサイエンス
松伏	共	音楽
八潮	共	体育コース

〔別表3〕 面接を実施する高等学校

## 1 全日制（60校）

上尾橘	共	普通
いずみ	共	生物系、環境系
岩槻北陵	共	普通
浦和工業	共	電気、機械、設備システム、情報技術
大宮工業	共	機械、電気、建築、電子機械
大宮商業	共	商業
小鹿野	共	総合
小川	共	普通
桶川西	共	普通
春日部工業	共	機械、建築、電気
川口工業	共	機械、電気、情報通信
川口青陵	共	普通
川口東	共	普通
川越工業	共	デザイン、建築、機械、電気、化学
川越初雁	共	普通
北本	共	普通
久喜工業	共	電気、工業化学、機械、環境科学、情報技術
熊谷農業	共	食品科学、生物生産工学、生活技術、生物生産技術
栗橋北彩	共	普通
鴻巣女子	女	普通、保育、家政科学
越谷総合技術	共	電子機械、情報技術、流通経済、情報処理、服飾デザイン、食物調理
幸手桜	共	総合
狭山経済	共	流通経済、会計、情報処理
狭山工業	共	機械、電気、電子機械
狭山清陵	共	普通
志木	共	普通
庄和	共	普通
白岡	共	普通
杉戸農業	共	生物生産技術、園芸、造園、食品流通、生活技術、生物生産工学
誠和福祉	共	総合、福祉

草加西	共	普通
秩父農工科学	共	農業、食品化学、森林科学、電気システム、機械システム、ライフデザイン、 フードデザイン
常盤	共	看護
所沢商業	共	情報処理、国際流通、ビジネス会計
豊岡	共	普通
滑川総合	共	総合
新座	共	普通
新座総合技術	共	電子機械、情報技術、デザイン、総合ビジネス、服飾デザイン、食物調理
新座柳瀬	共	普通
蓮田松韻	共	普通
鳩ヶ谷	共	普通、園芸デザイン、情報処理
鳩山	共	普通、情報管理
羽生実業	共	園芸、農業経済、商業、情報処理
飯能新校（仮称）	共	普通
日高	共	普通、情報コース
富士見	共	普通
ふじみ野	共	普通
松伏	共	普通、情報ビジネスコース
三郷	共	普通
三郷北	共	普通
皆野	共	商業系
宮代	共	普通
妻沼	共	普通
八潮	共	普通
八潮南	共	普通、商業、情報処理
吉川美南	共	総合
和光	共	普通
鷺宮	共	普通
川口市立	共	スポーツ科学コース
市立川越	共	普通、情報処理、国際経済

2 定時制 (24校)

上尾	共	普通
朝霞	共	普通
浦和	男	普通
浦和第一女子	女	普通
大宮工業	共	工業技術
大宮商業	共	普通、商業
大宮中央	共	普通
小川	共	普通
春日部	共	普通
川口工業	共	工業技術
川越工業	共	普通、工業技術
久喜	共	普通
熊谷	共	普通
越ヶ谷	共	普通
狭山緑陽	共	総合Ⅰ部、総合Ⅱ部
秩父農工科学	共	普通
所沢	共	普通
戸田翔陽	共	総合Ⅰ部、総合Ⅱ部、総合Ⅲ部
羽生	共	普通昼間、普通夜間
飯能新校(仮称)	共	普通
吹上秋桜	共	総合Ⅰ部、総合Ⅱ部
本庄	共	普通
吉川美南	共	総合Ⅰ部、総合Ⅱ部
川口市立	共	総合

## 〔別表4〕 第2志望を認める高等学校、学科・コース等

1 各学科間等で相互に認める高等学校、学科・コース等 (全日制47校、定時制3校)

いずみ	共	生物系、環境系
岩槻	共	普通、国際文化
岩槻商業	共	商業、情報処理
浦和工業	共	電気、機械、設備システム、情報技術
浦和商業	共	商業、情報処理
大宮	共	普通、理数
大宮工業	共	機械、電気、建築、電子機械
大宮光陵	共	普通、外国語コース
春日部工業	共	機械、建築、電気
春日部女子	女	普通、外国語
春日部東	共	普通、人文
川口工業	共	機械、電気、情報通信
川越工業	共	デザイン、建築、機械、電気、化学
久喜工業	共	電気、工業化学、機械、環境科学、情報技術
熊谷工業	共	電気、建築、土木、機械、情報技術
熊谷西	共	普通、理数
熊谷農業	共	食品科学、生物生産工学、生活技術、生物生産技術
鴻巣	共	普通、商業
鴻巣女子	女	普通、保育、家政科学
越谷北	共	普通、理数
越谷総合技術	共	電子機械、情報技術、流通経済、情報処理、服飾デザイン、食物調理
越谷南	共	普通、外国語
児玉新校(仮称)	共	普通、生物資源、環境デザイン、機械、電子機械
坂戸	共	普通、外国語
狭山経済	共	流通経済、会計、情報処理
狭山工業	共	機械、電気、電子機械
進修館	共	総合、電気システム、情報メディア、ものづくり
杉戸農業	共	生物生産技術、園芸、造園、食品流通、生活技術、生物生産工学
誠和福祉	共	総合、福祉
草加南	共	普通、外国語
秩父農工科学	共	農業、食品化学、森林科学、電気システム、機械システム、ライフデザイン、フードデザイン
所沢北	共	普通、理数
所沢商業	共	情報処理、国際流通、ビジネス会計
南稜	共	普通、外国語
新座総合技術	共	電子機械、情報技術、デザイン、総合ビジネス、服飾デザイン、食物調理
鳩ヶ谷	共	普通、園芸デザイン、情報処理
鳩山	共	普通、情報管理
羽生実業	共	園芸、農業経済 商業、情報処理

日高	共	普通、情報コース
深谷商業	共	商業、会計、情報処理
松伏	共	普通、情報ビジネスコース
松山	男	普通、理数
三郷工業技術	共	機械、電子機械、電気、情報技術、情報電子
八潮南	共	普通、商業、情報処理
和光国際	共	普通、外国語
川口市立	共	普通、理数
市立大宮北	共	普通、理数
羽生（定）	共	普通昼間、普通夜間
狭山緑陽（定）	共	総合Ⅰ部、総合Ⅱ部
戸田翔陽（定）	共	総合Ⅰ部、総合Ⅱ部、総合Ⅲ部

2 他の学科等へ一方向のみを認める高等学校、学科・コース等 （2校）

大宮光陵	共	美術から普通、音楽から普通、書道から普通
越生	共	美術から普通

〔別表5〕 第2志望に準ずる志望を認める高等学校 （5校）

大宮光陵	共	普通から書道
芸術総合	共	美術から映像芸術または舞台芸術、音楽から映像芸術または舞台芸術、映像芸術から美術または舞台芸術、舞台芸術から映像芸術
ふじみ野	共	スポーツサイエンスから普通
松伏	共	音楽から普通
八潮	共	普通から体育コース、体育コースから普通

〔別表6〕 傾斜配点を実施する高等学校 （12校）

大宮	共	理数（数学、理科）
大宮光陵	共	外国語コース（英語）
春日部女子	女	外国語（英語）
春日部東	共	人文（国語、社会、英語）
熊谷西	共	理数（数学、理科）
越谷南	共	外国語（英語）
坂戸	共	外国語（英語）
所沢北	共	理数（数学、理科）
南稜	共	外国語（英語）
松山	男	理数（数学、理科）
和光国際	共	外国語（英語）
川口市立	共	理数（数学、理科）



〔別表7〕 外国人特別選抜を実施する高等学校（12校）

岩槻	共	普通、国際文化
川口東	共	普通
川越西	共	普通
栗橋北彩	共	普通
草加南	共	普通、外国語
南稜	共	普通、外国語
新座柳瀬	共	普通
深谷第一	共	普通
三郷北	共	普通
妻沼	共	普通
和光国際	共	普通、外国語
蕨	共	普通、外国語

〔別表8〕 学校選択問題を実施する高等学校と実施教科（22校） ※ すべて全日制課程

浦和	男	数学、英語
浦和第一女子	女	数学、英語
浦和西	共	数学、英語
大宮	共	数学、英語
春日部	男	数学、英語
川口北	共	数学、英語
川越	男	数学、英語
川越女子	女	数学、英語
川越南	共	数学、英語
熊谷	男	数学、英語
熊谷女子	女	数学、英語
熊谷西	共	数学、英語
越ヶ谷	共	数学、英語
越谷北	共	数学、英語
所沢	共	数学、英語
所沢北	共	数学、英語
不動岡	共	数学、英語
和光国際	共	数学、英語
蕨	共	数学、英語
市立浦和	共	数学、英語
市立大宮北	共	数学、英語
川口市立	共	数学、英語

## Ⅱ 入学者選拔要領

## 目 次

1	埼玉県公立高等学校入学者選抜の基本方針	101
2	一般募集入学者選抜要領	102
3	実技検査実施要領（芸術系学科、体育系学科及び外国語系学科等）	106
4	面接実施要領	107
5	帰国生徒特別選抜要領	108
6	外国人特別選抜要領	110
7	定時制の課程における特別募集選抜要領	112
8	秋季募集入学者選抜要領	114

## ① 埼玉県公立高等学校 入学者選抜の基本方針

埼玉県公立高等学校入学者選抜は、入学者選抜実施要項（以下、「実施要項」という。）に基づいて、中学校長から提出された調査書、選抜のための学力検査の成績等を資料とし、各高等学校、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行う。

ただし、定時制の課程における特別募集及び通信制の課程における募集にあつては、選抜の資料の一部を他の資料をもって代えることができる。

高等学校においては、この入学者選抜要領の基準に基づき、選抜のための資料等を取り扱い、校長を委員長とする選抜委員会を設けて、公正な選抜を行う。

## 2 一般募集入学者選抜要領

### 1 選抜資料の取扱い

入学者の選抜のための学力検査の成績及び中学校長から提出された調査書については、次に示す基準に基づいて取り扱う。

#### (1) 学力検査

##### ア 学力検査を実施する各教科の配点

100点とする。

##### イ 傾斜配点

傾斜配点を実施する外国語科、外国語コース等においては、英語の配点を200点、他の各教科の配点を100点とする。

傾斜配点を実施する理数科等においては、数学及び理科の配点を各200点、他の各教科の配点を100点とする。

傾斜配点を実施する国際文化科、人文科等においては、国語、社会及び英語の配点を各200点、他の各教科の配点を100点とする。

なお、傾斜配点は当該学科・コース等の受検者全員について行う。

#### (2) 調査書

次に示す要領に従って、ア～ウの各得点を算出する。(以下、ア～ウの各得点の合計を「調査書の得点の合計」という。)その際、イ及びウの得点の合計が、アの得点を超えないよう、各得点の最高点を定める。

##### ア 学習の記録の得点

「学習の評定の各学年別合計」に、各高等学校が定める各学年の比率をそれぞれ乗じて加えた数(点)とする。またその最高点は、各学年の比率の数値の合計に45を乗じて得た数(点)とする。

##### イ 特別活動等の記録の得点

学級活動、生徒会活動、学校行事、その他について、各高等学校の教育方針、学校・学科等の特色に応じて定める基準に従って得点を算出する。

##### ウ その他の項目の得点

総合的な学習の時間の記録、その他の記録について、各高等学校が定める基準に従って得点を算出する。

また、ボランティア活動や地域における社会活動など、学校外における活動についても十分配慮する。

なお、志願者から「学力検査等の際配慮を要する措置についての願」が提出された場合は、得点を算出する際に配慮する。

### (3) その他の資料

次のア及びイについて、各高等学校の定めた基準に従って得点（以下、「その他の資料の得点」という。）を算出する。

#### ア 実技検査

③の「4 得点の算出」（106ページ）による。

#### イ 面接の結果

④の「4 得点の算出」（107ページ）による。

## 2 選抜の手順と方法

### (1) 各選抜段階における入学許可候補者の割合の決定

一般募集の募集人員の60%～80%を、第1次選抜で入学許可候補者とする。

第1次選抜における割合の決定に当たっては、5%刻みとする。

次に、入学許可候補予定者数を満たすために必要な人数の60%～100%を、第2次選抜で入学許可候補者とする。

さらに、残りの人数を第3次選抜で入学許可候補者とする。

上記により、第1次選抜及び第2次選抜における入学許可候補者数を決定する際に、人数に小数点以下の端数を生じるときは、原則として小数第1位を四捨五入する。

### (2) 第1次選抜

ア 学力検査の得点の合計（①）のほか、調査書の得点の合計及びその他の資料の得点に、高等学校で定めた各定数をそれぞれ乗じて以下の②及び③の換算点を算出し、「①～③の合計」（④）に基づいて選抜し、特に検討を要しない者を入学許可候補者とする。

① 学力検査の得点の合計

② 第1次選抜における調査書の得点の合計の換算点

③ 第1次選抜におけるその他の資料の得点の換算点

④ ①～③の合計

第1次選抜においては、①を②で除した値は、 $\frac{4}{6}$ から $\frac{6}{4}$ の範囲にあるように、また、

③の値は①及び②の値の合計を超えないようにする。

なお、②及び③の値に小数点以下の端数を生じるときは、小数第1位を四捨五入することを原則とする。

#### イ 不登校の生徒などを対象とした特別な選抜

第1次選抜において、自己申告書を提出した者を対象に、調査書の学習の記録及び出欠の記録を資料とせず、学力検査の得点の合計、調査書の学習の記録及び出欠の記録以外の得点、その他の資料の得点並びに自己申告書の内容を資料とする特別な選抜を行う。

この選抜による入学許可候補者数は、第1次選抜における入学許可候補者数に含めるこ

ととする。

(3) 第2次選抜

第1次選抜で入学許可候補者とならなかった者を、第2次選抜の対象者とする。

学力検査の得点の合計(⑤)のほか、調査書の得点の合計及びその他の資料の得点に、高等学校で定めた各定数をそれぞれ乗じて以下の⑥及び⑦の換算点を算出し、「⑤～⑦の合計」(⑧)に基づいて選抜し、特に検討を要しない者を、第2次選抜における入学許可候補者とする。

⑤ 学力検査の得点の合計(=①)

⑥ 第2次選抜における調査書の得点の合計の換算点

⑦ 第2次選抜におけるその他の資料の得点の換算点

⑧ ⑤～⑦の合計

第2次選抜においては、⑤を⑥で除した値は、 $\frac{3}{7}$ から $\frac{7}{3}$ の範囲にあるように、また、⑦の値は⑤及び⑥の値の合計を超えないようにする。

なお、⑥及び⑦の値に小数点以下の端数を生じるときは、小数第1位を四捨五入することを原則とする。

(4) 第3次選抜

第3次選抜を行う場合は、第2次選抜で入学許可候補者とならなかった者を、第3次選抜の対象者とする。

ア ④又は⑧の値に基づき、各高等学校で定めた順位までの者をイに掲げる選抜の対象者とし、残りの者を不合格とすることができる。

イ 1の(2)のイ、ウ及び(3)の各得点から1つ又は2つ以上の組合せなどを用いて選抜し、入学許可候補者とする。

その際、通学距離又は通学時間を資料に加えることができる。

3 選抜にあたっての留意事項

(1) 2つ以上の学科又はコース等を有する場合

ア 選抜及び各得点の換算は、学科又はコース等ごとに行う。

イ 第2志望を認めた場合、その選抜は、当該学科又はコース等の第2次選抜の際に含めて選抜する。

第1志望と第2志望の学科又はコース等の資料の扱いが異なるとき、第2次選抜における資料の扱いは、第2志望の学科又はコース等の資料の扱いに従う。

ウ 第2志望に準ずる志望の選抜は、すべての学科・コース等の選抜を終えたのちに実施することができる。

第2志望に準ずる志望の選抜の対象となる学科・コース等が複数あるときの実施順は、選抜を行う過程において適宜定める。

選抜は、2の1に掲げる資料の中から、当該選抜の対象となる志願者が共通して有する資料を用い、第1次選抜又は第2次選抜若しくは第3次選抜の選抜方法に準じて、各高等学校で取扱いを定めて行う。

## (2) 特別な事情を有する志願者の選抜

特別な事情によって、他の大部分の者と同一の選抜が困難な者については、次のア～エにより選抜を行う。

ア 特別の教育課程により学習している者、3学期（2学期制等の場合は、これに該当する時期）に本県の中学校等に転入学した者又は隣接県協定によらない他の都道府県等からの志願者については、次のことに注意する。

(ア) 学習の記録の得点の取扱いについて、各志願者の状況を個々に判断する。

(イ) 各教科の学習の記録の評定が10段階評定のときは、各学年別の9教科の評定の合計を0.55倍したものを「学習の評定の各学年別合計」とする。ただし、各学年別の9教科の評定の合計が82（点）以上のときは、「学習の評定の各学年別合計」を45（点）とし、各学年別の9教科の評定の合計が16（点）以下のときは、「学習の評定の各学年別合計」を9（点）とする。

(ウ) 1の(1)～(3)の資料に該当するものがないとき又は不足しているときは、当該志願者に不利にならないよう留意し、各高等学校で取扱いを定める。

イ 災害等のやむを得ない事情などで、所定の調査書が提出できないときは、所定の調査書に代わるものを参考資料とし、上記アに準じて取扱う。

ウ 病気その他やむを得ない事情により、学力検査等を受検できなかった志願者の選抜に際しては、その事由を証明する書類を提出させ、当該志願者に不利にならないよう留意し、各高等学校で取扱いを定める。

エ その他、状況に応じて上記アに準じて取り扱う。

## 4 追検査の選抜と方法

ア インフルエンザ罹患をはじめとするやむを得ない事情により、追検査を受検した志願者の選抜は、追検査の得点の合計、調査書の得点を資料として、当該高等学校、学科等の教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行い、各高等学校で取扱いを定める。なお、追検査を受検した志願者のうち、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜、帰国生徒特別選抜による募集、外国人特別選抜による募集及び定時制の課程における特別募集については、面接の得点も資料にする。

イ 追検査において、特別な事情を有する志願者の選抜は、3(2)に準ずる。



### ③ 実技検査実施要領（芸術系学科、体育系学科及び外国語系学科等）

#### 1 実施

##### (1) 方法等

実技検査は、実施要項に基づいて実施する。

##### (2) 準備

実施校は、実技検査実施計画を作成し、あらかじめ十分な打合せを行う。

#### 2 内容等

実技検査の内容、種目及び方法等は、実施要項の第4（10ページ）による。

#### 3 実技検査委員

当該学科等の専門教科担当者などからなる実技検査委員会を設け、実技検査委員が評定に当たる。

なお、英語による問答を内容とする場合の実施委員は、教諭等を充て、2人以上を1組とする。実施委員のうち1人は英語の教科担当者であることが望ましい。

#### 4 得点の算出

実技検査の結果については、各高等学校が定める基準にしたがって、得点を算出する。

なお、英語による問答を内容とする場合の評価の観点は、次のとおりとする。

(1) 内容の正しさ

(2) 文法・語法の適切さ

(3) 音声の自然さ

(4) その他実施校が定めるもの

## 4 面接実施要領

### 1 実施

#### (1) 方法等

実施要項の第5（15ページ）による。

#### (2) 準備

実施校は、面接実施計画を作成し、質問内容・質問方法・評定の基準を定め、あらかじめ十分な打合せを行う。

### 2 質問内容

学校、学科等の特色等を踏まえ、質問内容を定める。ただし、次の事項は質問しない。

#### (1) 学力の測定にかかわること

#### (2) 志願者の基本的人権にかかわること

ア 志願者の障害、容姿等に関すること

イ 志願者及び保護者の本籍、家族の社会的地位等に関すること

ウ 保護者の職業、学歴、収入等に関すること

### 3 面接委員

教諭等を充て、2人以上を1組とする。

### 4 得点の算出

(1) 面接の結果については、各高等学校が定める基準にしたがって、得点を算出する。

ただし、マイナスの得点は与えることができない。

(2) 評価の観点は、次のとおりとする。

ア 目的意識及び志望の動機・理由

イ 学習意欲及び興味・関心

ウ 各高等学校で必要とするもの

### 5 その他

帰国生徒特別選抜による募集、外国人特別選抜による募集及び定時制の課程における特別募集については、別途定める。

## 5 帰国生徒特別選抜要領

### 1 帰国生徒特別選抜の募集人員

各高等学校の課程別、学科別等の募集人員の発表に合わせて、「帰国生徒特別選抜による募集人員」を発表する。

なお、その募集人員は、原則として入学許可候補者数の上限を示すものとし、一般募集の人員に含める。

### 2 学力検査

学力検査は、一般募集と同一時刻に、同一問題で行うものとする。

ただし、国語、数学及び英語の3教科について実施し、社会及び理科については実施しない。

### 3 面接

#### (1) 面接の準備

ア 入学願書、調査書、海外在住状況説明書の記載内容を検討し、面接の基礎資料を準備する。

イ 面接実施計画を作成し、質問内容・質問方法・評定の基準を定め、あらかじめ十分な打合せを行う。

#### (2) 面接方法

個人面接とする。

#### (3) 面接時間

原則として、志願者1人につき10分程度とする。

#### (4) その他

4 (107ページ) に準ずる。その際、志願者の海外における生活及び学習状況等について十分配慮する。追検査についても同様に実施する。

### 4 実技検査

実技検査を実施する学科・コース等においては、帰国生徒特別選抜に志願する者に対して、

3 (106ページ) に従い、実技検査を実施する。

### 5 選抜

一般募集の選抜とは別途に行う。

その際、学力検査の得点の合計、調査書の得点及びその他の資料の得点を資料として、当該高等学校、学科等の教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行う。

## 6 選抜にあたっての配慮事項

- (1) 志願者の海外での生活及び学習状況等を十分に配慮する。
- (2) 帰国生徒特別選抜の募集人員を満たすことができないときは、一般募集による志願者を入学許可候補者とする。
- (3) 志願者数が帰国生徒特別選抜の募集人員より多く、かつ当該高等学校、学科等の教育を受けるに足る能力・適性等があると判定されるときは、高校教育指導課長と協議の上、その募集人員を超えて入学許可候補者とすることができる。
- (4) 志願先高等学校長は、必要に応じて、調査書及び学習の記録等一覧表の内容等について、出身中学校長に照会することができる。
- (5) 2つ以上の学科又はコース等を有する学校において第2志望を認めたときは、各高等学校の実情に応じて選抜する。

## ⑥ 外国人特別選抜要領

### 1 外国人特別選抜の募集人員

各高等学校の課程別、学科別等の募集人員の発表に合わせて、「外国人特別選抜を実施する学校、学科の募集人員」を発表する。

なお、その募集人員は、入学許可候補者数の上限を示すものとし、一般募集の人員に含める。

### 2 学力検査

学力検査は、一般募集と同一時刻に、同一問題で行うものとする。

ただし、数学及び英語の2教科について実施し、国語、社会及び理科については実施しない。

### 3 面接

#### (1) 面接の準備

ア 入学願書、調査書、外国人特別選抜適用申請書等の提出された書類の記載内容を検討し、面接の基礎資料を準備する。

イ 面接実施計画を作成し、質問内容、質問方法、評定の基準を定め、あらかじめ十分な打合せを行う。

#### (2) 面接方法

個人面接とする。

#### (3) 面接時間

原則として、志願者1人につき15分程度とする。

#### (4) その他

④（107ページ）に準ずる。なお、面接にあたっては、志願者の海外における生活及び日本での学習状況等について、十分に配慮する。追検査についても同様に実施する。

### 4 選抜

一般募集の選抜とは別途に行う。

その際、学力検査の得点の合計、調査書の得点及びその他の資料の得点を資料として、当該高等学校、学科等の教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行う。

### 5 選抜に当たっての配慮事項

(1) 志願者の海外での生活及び日本での学習状況等を十分に配慮し、外国人特別選抜の募集人員を満たすように努める。

(2) 外国人特別選抜の募集人員を満たすことができないときは、一般募集による志願者を入学許可候補者とする。

- (3) 志願者数が外国人特別選抜の募集人員より多く、かつ当該高等学校、学科等の教育を受けるに足る能力・適性等があると判定されるときは、高校教育指導課長と協議の上、その募集人員を超えて入学許可候補者とすることができる。
- (4) 志願先高等学校長は、必要に応じて、調査書及び学習の記録等一覧表の内容等について、出身中学校長等に照会することができる。
- (5) 2つ以上の学科を有する学校において第2志望を認めたときは、各高等学校の実情に応じて選抜する。

## 7 定時制の課程における特別募集選抜要領

### 1 特別募集の人員

実施要項の第1の1（1ページ）に示す人数に含まれるものとする。

### 2 作文

#### (1) 実施日

実施要項の第11の6（24ページ）による。

#### (2) 内容等

学校及び学科の特色等を踏まえ、作文の内容等を定める。

### 3 面接

#### (1) 面接の準備

ア 入学願書及び志願理由書等の記載内容を検討し、面接の基礎資料を準備する。

イ 面接実施計画を作成し、質問内容・質問方法・評定の基準を定め、あらかじめ十分な打合せを行う。

#### (2) 面接方法

個人面接とする。

#### (3) 面接時間

原則として、志願者1人につき10分程度とする。

#### (4) 面接委員

面接委員は教諭等を充て、2人以上を1組とする。

#### (5) 面接日

原則として、作文を実施する日に実施する。

#### (6) 質問内容

学校・学科の特色等を踏まえ、質問内容を定める。ただし、次の事項は質問しない。

ア 学力の測定にかかわること

イ 志願者の基本的人権にかかわること

(ア) 志願者の障害、容姿等に関すること

(イ) 志願者及び保護者の本籍、家族の社会的地位等に関すること

(ロ) 保護者の職業、学歴、収入等に関すること

#### (7) 面接における評価の観点

志願の理由、学習意欲及び態度とする。

#### (8) その他

追検査も同様に実施する。

#### 4 資料の評定

##### (1) 志願理由書

志願の理由について、各高等学校が定める基準にしたがって、得点を算出する。

##### (2) 作文

作文について、各高等学校が定める基準にしたがって、得点を算出する。

##### (3) 面接

面接の結果を、各高等学校が定める基準にしたがって、得点を算出する。

#### 5 総合得点

志願理由書、作文及び面接の各得点を資料として、各高等学校が定める基準にしたがって、総合得点を算出する。

その際、学校の教育方針、学科の特色等に基づいて、各資料の扱いに差をつけることができる。

#### 6 選抜

総合得点に基づいて、入学許可候補者を決定する。



## 8 秋季募集入学者選抜要領

1 学力検査の配点  
100点とする。

2 面接  
4 (107ページ) に準ずる。

3 選抜  
学力検査の得点の合計、調査書の得点及びその他の資料の得点を資料として、当該高等学校、学科等の教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行う。

4 その他  
その他の事項については、2 (102ページ) に準ずる。

令和5年度埼玉県公立高等学校入学選抜を実施する高等学校及び所在地一覧

学校名	所在地
上尾	上尾市
上尾鷹の台	上尾市
上尾橋	上尾市
上尾南	上尾市
朝霞	朝霞市
朝霞西	朝霞市
いずみ	さいたま市
伊奈学園総合	伊奈町
入間向陽	入間市
岩槻	さいたま市
岩槻商業	さいたま市
岩槻北陵	さいたま市
浦和	さいたま市
浦和北	さいたま市
浦和工業	さいたま市
浦和商业	さいたま市
浦和第一女子	さいたま市
浦和西	さいたま市
浦和東	さいたま市
大宮	さいたま市
大宮工業	さいたま市
大宮光陵	さいたま市
大宮商業	さいたま市
大宮中央	さいたま市
大宮東	さいたま市
大宮南	さいたま市
大宮武蔵野	さいたま市
小鹿野	小鹿野町
小川	小川町

学校名	所在地
桶川	桶川市
桶川西	桶川市
越生	越生町
春日部	春日部市
春日部工業	春日部市
春日部女子	春日部市
春日部東	春日部市
川口	川口市
川口北	川口市
川口工業	川口市
川口青陵	川口市
川口東	川口市
川越	川越市
川越工業	川越市
川越女子	川越市
川越総合	川越市
川越西	川越市
川越初雁	川越市
川越南	川越市
北本	北本市
久喜	久喜市
久喜工業	久喜市
久喜北陽	久喜市
熊谷	熊谷市
熊谷工業	熊谷市
熊谷商業	熊谷市
熊谷女子	熊谷市
熊谷西	熊谷市
熊谷農業	熊谷市

学校名	所在地
栗橋北彩	久喜市
芸術総合	所沢市
鴻巣	鴻巣市
鴻巣女子	鴻巣市
越ヶ谷	越谷市
越谷北	越谷市
越谷総合技術	越谷市
越谷西	越谷市
越谷東	越谷市
越谷南	越谷市
児玉新校（仮称）	本庄市
坂戸	坂戸市
坂戸西	坂戸市
幸手桜	幸手市
狭山経済	狭山市
狭山工業	狭山市
狭山清陵	狭山市
狭山緑陽	狭山市
志木	志木市
庄和	春日部市
白岡	白岡市
進修館	行田市
杉戸	杉戸町
杉戸農業	杉戸町
誠和福祉	羽生市
草加	草加市
草加西	草加市
草加東	草加市
草加南	草加市

学校名	所在地
秩父	秩父市
秩父農工科学	秩父市
鶴ヶ島清風	鶴ヶ島市
常盤	さいたま市
所沢	所沢市
所沢北	所沢市
所沢商業	所沢市
所沢中央	所沢市
所沢西	所沢市
戸田翔陽	戸田市
豊岡	入間市
滑川総合	滑川町
南稜	戸田市
新座	新座市
新座総合技術	新座市
新座柳瀬	新座市
蓮田松韻	蓮田市
鳩ヶ谷	川口市
鳩山	鳩山町
羽生	羽生市
羽生実業	羽生市
羽生第一	羽生市
飯能新校（仮称）	飯能市
日高	日高市
深谷	深谷市
深谷商業	深谷市
深谷第一	深谷市
吹上秋桜	鴻巣市
富士見	富士見市

学校名	所在地
ふじみ野	ふじみ野市
不動岡	加須市
本庄	本庄市
松伏	松伏町
松山	東松山市
松山女子	東松山市
三郷	三郷市
三郷北	三郷市
三郷工業技術	三郷市
皆野	皆野町
宮代	宮代町
妻沼	熊谷市
八潮	八潮市
八潮南	八潮市
吉川美南	吉川市
与野	さいたま市
寄居城北	寄居町
和光	和光市
和光国際	和光市
鷺宮	久喜市
蕨	蕨市
川口市立	川口市
市立川越	川越市
市立浦和	さいたま市
市立浦和南	さいたま市
市立大宮北	さいたま市

所在地の市町名は令和4年6月1日現在のものである。

※ 「飯能新校（仮称）」及び「児玉新校（仮称）」については、同要項の公表時点（7月1日）で校名が確定していませんため、仮称としています。



## 問い合わせ先

### 1 出願資格関係

- (1) 県外中学校等からの出願  
志願先高等学校
- (2) 海外の日本人学校等からの出願  
埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課学事・働き方改革担当 048 (830) 6735

### 2 実施要項関係

- (1) 県内中学校  
(当該市町村教育委員会を通じて所管の教育事務所等へお問い合わせください。)
  - 南部教育事務所 048 (822) 1860
  - 西部教育事務所 049 (242) 1805
  - 北部教育事務所 048 (523) 2818
  - 北部教育事務所秩父支所 0494 (23) 2116
  - 東部教育事務所 048 (737) 2733
  - さいたま市教育委員会指導 1 課 048 (829) 1661
- (2) 県外中学校等  
埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課 048 (830) 6766

## 入試相談・入試情報

- 入試相談  
埼玉県立総合教育センター入試相談窓口
  - \*電話による相談 048 (556) 2439 (相談窓口直通)
  - \*E-mailによる相談 p7412216@pref.saitama.lg.jp
  - \*入試情報提供 <https://www.center.spec.ed.jp/nyuushi>
- 志願状況等に関する情報提供
  - ①教育局県立学校部高校教育指導課ホームページ  
<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2208/nyuushi.html>
  - ②彩の国さいたま公立高校ナビゲーションへのアクセス
    - \*パソコンによるアクセス <http://www.navi.spec.ed.jp/>
    - \*携帯電話等によるアクセス <http://www.navi.spec.ed.jp/m/>

## 埼玉県教育局

所在地 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1  
電話番号 048(824)2111 (代表)